

京 都 府 地 域 防 災 計 画
新 旧 対 照 表

令 改 和 8 年 度 案

様式

区分	<input type="checkbox"/> 一般 ・ 震災 ・ 原子力 ・ 事故 ・ 資料
----	--

頁	現行	修正	修正理由
	第1編 総則	第1編 総則	
5	(新設)	第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関 <u>18 近畿管区行政評価局（京都行政監視行政相談センター）</u> <u>(1) 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>(2) 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>(3) 特別行政相談所の開設</u>	指定地方行政機関の指定に伴う追記 【京都行政監視行政相談センター】
7	第5 指定公共機関 1 西日本電信電話株式会社（京都支店） 5 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	第5 指定公共機関 1 NTT西日本株式会社（京都支店） 5 NTTドコモビジネス株式会社 <u>※社名変更については以降同様に修正</u>	社名変更（R7年7月1日）による修正 【NTT西日本】
13	第9章 京都府の概況と災害の記録 第2節 地形、地質及び地盤 第1 地形 4 河川 南部地域の主要な河川は（中略）したがって支川は天井川を形成しているものが多い。 北部地域での代表河川は由良川である。この河川は三国岳に源を發し、丹波高地を西流して福知山市に達する。その後、流向を北方に転じ、さらに福知山市大江町付近から北東に向かって日本海に注いでいる。	第9章 京都府の概況と災害の記録 第2節 地形、地質及び地盤 第1 地形 4 河川 南部地域の主要な河川は（中略）したがって支川は天井川を形成しているものが多い。 北部地域での代表河川は由良川である。この河川は <u>杉尾坂</u> に源を發し、丹波高地を西流して福知山市に達する。その後、流向を北方に転じ、さらに福知山市大江町付近から北東に向かって日本海に注いでいる。	由良川上流圏域・下流圏域河川整備計画の変更に伴う修正 【建設交通部】

頁	現行	修正	修正理由
	第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画	
34	第1章 気象等観測・予報計画 第2節 計画の内容 第3 気象に関する防災気象情報 (別表2) 洪水警報基準 流域雨量指数基準 福知山市 福知山市 佐々木川流域= <u>10.3</u> 複合基準 牧川流域=(7, <u>17.8</u>)	第1章 気象等観測・予報計画 第2節 計画の内容 第3 気象に関する防災気象情報 (別表2) 洪水警報基準 流域雨量指数基準 福知山市 福知山市 佐々木川流域= <u>10.4</u> 複合基準 牧川流域=(7, <u>17.9</u>)	時点更新に伴う修正 【福知山市】
37	第3 気象に関する防災気象情報 (別表4) 洪水注意報基準 流域雨量指数基準 福知山市 福知山市 佐々木川流域= <u>8.2</u> 複合基準 牧川流域=(5, <u>16</u>) 佐々木川流域=(5, <u>8.2</u>)	第3 気象に関する防災気象情報 (別表4) 洪水注意報基準 流域雨量指数基準 福知山市 福知山市 佐々木川流域= <u>8.3</u> 複合基準 牧川流域=(5, <u>16.1</u>) 佐々木川流域=(5, <u>8.3</u>)	時点更新に伴う修正 【福知山市】
66	第14 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視 2 土砂災害警戒情報の補足情報は、京都府 <u>疎水ネット</u> で市町村防災担当課及び土木事務所へ提供される。	第14 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視 2 土砂災害警戒情報の補足情報は、京都府 <u>デジタル疎水ネットワーク</u> で市町村防災担当課及び土木事務所へ提供される。	文言の修正 【総合政策環境部】
71	第14 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視 (イ) 水位観測所(通常水位計) 4 下篠尾 弘法川 7 堀 法川	第14 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視 (イ) 水位観測所(通常水位計) 4 下篠尾 弘法川 <u>堤防高2.34</u> <u>水位情報周知○</u> 7 堀 法川 <u>水位情報周知○</u>	情報追加に伴う修正 【福知山市】

頁	現行	修正	修正理由
90	<p>第3節 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第4 異常現象発見時における措置</p> <p>第5 近地地震、津波に対する自衛処置</p>	<p>第3節 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>第4 <u>高潮に関する情報の収集及び伝達等浸水想定区域ごとに次の事項について定める。</u></p> <p>1 <u>高潮に関する情報の伝達方法</u></p> <p>2 <u>避難場所その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u></p> <p>3 <u>地下街等、又は高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設で当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地</u></p> <p>4 <u>前3号に規定する施設への高潮に関する情報の伝達方法</u></p> <p>第5 異常現象発見時における措置</p> <p>第6 近地地震、津波に対する自衛処置</p>	<p>高潮浸水想定区域の指定に伴う追記 【建設交通部】</p>
94	<p>第3節 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>由良川（下流・中流）洪水予報の連絡系統 宮津与謝野消防組合_____</p>	<p>第3節 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>由良川（下流・中流）洪水予報の連絡系統 宮津与謝野消防組合 <u>消防本部</u></p>	<p>文言の修正 【宮津与謝野消防組合 消防本部】</p>
95	<p>「由良川幹川」水防警報の連絡系統 宮津与謝野消防組合_____</p>	<p>「由良川幹川」水防警報の連絡系統 宮津与謝野消防組合 <u>消防本部</u></p>	<p>文言の修正 【宮津与謝野消防組合 消防本部】</p>
109	<p>「大手川、野田川」水防警報・水位情報の連絡系統 宮津与謝野消防組合_____</p>	<p>「大手川、野田川」水防警報・水位情報の連絡系統 宮津与謝野消防組合 <u>消防本部</u></p>	<p>文言の修正 【宮津与謝野消防組合 消防本部】</p>
110	<p>「筒川」水防警報・水位情報の連絡系統 宮津与謝野消防組合_____</p>	<p>「筒川」水防警報・水位情報の連絡系統 宮津与謝野消防組合 <u>消防本部</u></p>	<p>文言の修正 【宮津与謝野消防組合 消防本部】</p>
112	<p>津波警報、大津波警報及び津波注意報の連絡系統 宮津与謝野消防組合____本部</p>	<p>津波警報、大津波警報及び津波注意報の連絡系統 宮津与謝野消防組合 <u>消防本部</u></p>	<p>文言の修正 【宮津与謝野消防組合 消防本部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
115	<p>第1章 気象等観測・予報計画 第3節 市町村地域防災計画で定める事項 土砂災害警戒情報伝達経路図 「京都府衛星通信系システム」及び「京都府デジタル<u>疎水</u>ネットワーク」</p>	<p>第1章 気象等観測・予報計画 第3節 市町村地域防災計画で定める事項 土砂災害警戒情報伝達経路図 「京都府衛星通信系システム」及び「京都府デジタル<u>疎水</u>ネットワーク」</p>	<p>文言の修正 【総合政策環境部】</p>
116	<p>第2章 情報連絡通信網の整備計画 第1節 情報連絡通信網の整備 第2 衛星通信系防災情報システムの整備 衛星系ネットワークは、耐災害性に優れているので、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、府、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。 また、被害情報の収集や防災情報の発信を強化するため、防災情報システムの改修を図る。</p>	<p>第2章 情報連絡通信網の整備計画 第1節 情報連絡通信網の整備 第2 衛星通信系防災情報システムの整備 衛星系ネットワークは、耐災害性に優れているので、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、府、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。 また、被害情報の収集や防災情報の発信を強化するため、<u>京都府総合防災情報システムの改修を行い、内閣府総合防災情報システム（SOBO-WEB）をはじめとする、関係機関のシステムとの連携を進め、研修・訓練等により関係職員熟练操作習熟に努める。</u></p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正 【危機管理部】</p>
117	<p>第3 市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。） 的確かつ迅速な災害情報の収集伝達を行うためには、府衛星通信系防災情報システム網と市町村防災行政無線網の有機的な結合を図っていくことがより重要なことであり、市町村は、早期に市町村防災行政無線の整備を促進するとともに<u>デジタル化による最新の設備の整備</u>を図る。</p>	<p>第3 市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。） 的確かつ迅速な災害情報の収集伝達を行うためには、府衛星通信系防災情報システム網と市町村防災行政無線網の有機的な結合を図っていくことがより重要なことであり、市町村は、早期に市町村防災行政無線の<u>最新の設備への整備を促進する。</u></p>	<p>文言の修正 【危機管理部】</p>
117	<p>第4 早期被害情報収集システムの整備 府内各所に設置されたライブカメラによる情報収集、ヘリコプター及び無人航空機が撮影した空撮映像の危機管理センターへの伝送、また、災害対策支部が撮影した被害状況の写真を衛星通信系防災情報システムにより災害対策本部に伝送することにより、早期に災害現場の被害状況を把握し、迅速な防災対策を図る。</p>	<p>第4 <u>映像情報</u>システムの整備 府内各所に設置されたライブカメラによる情報収集、ヘリコプター及び無人航空機が撮影した空撮映像の危機管理センターへの伝送、また、災害対策支部が撮影した被害状況の写真<u>や映像</u>を衛星通信系防災情報システムにより災害対策本部に伝送し、<u>関係機関にリアルタイムで共有</u>することにより、早期に災害現場の被害状況を把握し、迅速な防災対策を図る。</p>	<p>文言の修正 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
119	<p>第3章 河川防災計画 第1節 河川の現況 第2 由良川水系の現況 由良川水系は、その源を京都、滋賀、福井の府県境三国岳に源を発し、南丹市美山町の山間部を流れ高屋川、上林川等を合わせ、さらに福知山市に出て土師川を合わせて北流して舞鶴市及び宮津市において日本海に注ぐ。</p>	<p>第3章 河川防災計画 第1節 河川の現況 第2 由良川水系の現況 由良川水系は、その源を京都、福井の府県境杉尾坂に源を発し、南丹市美山町の山間部を流れ高屋川、上林川等を合わせ、さらに福知山市に出て土師川を合わせて北流して舞鶴市及び宮津市において日本海に注ぐ。</p>	<p>由良川上流圏域・下流圏域河川整備計画の変更に伴う修正。 【建設交通部】</p>
120	<p>第2節 河川改修計画 第1 国土交通省の改修計画 2 由良川水系河川整備基本方針と河川整備計画 由良川水系の治水事業については、(中略)新たな由良川水系河川整備計画が平成25年6月に策定された。</p> <p>○基本高水並びにその河道及び洪水調整ダムへの配分に関する事項 基本高水のピーク流量は、昭和28年9月洪水を主要な対象洪水として基準地点福知山において$6,500\text{m}^3/\text{s}$とし、このうち大野ダムにより$900\text{m}^3/\text{s}$を調節して河道への配分流量を$5,600\text{m}^3/\text{s}$とする。</p> <p>○主要な地点における計画高水流量に関する事項 計画高水流量は綾部において$4,100\text{m}^3/\text{s}$とし、八田川、犀川、土師川等の合流量を合わせ福知山において$5,600\text{m}^3/\text{s}$とし、さらに牧川等の合流量を合わせ天津上において$5,800\text{m}^3/\text{s}$とする。</p>	<p>第2節 河川改修計画 第1 国土交通省の改修計画 2 由良川水系河川整備基本方針と河川整備計画 由良川水系の治水事業については、(中略)新たな由良川水系河川整備計画が平成25年6月に策定された。 <u>近年の水災害の頻発に加え、今後は気候変動の影響により水災害がさらに激甚化することが予測されていることから、将来の降雨量の増加を考慮した治水計画へ見直すため、令和5年8月に由良川河川整備基本方針が変更された。</u></p> <p>○基本高水並びにその河道及び洪水調整ダムへの配分に関する事項 基本高水のピーク流量は、<u>既往洪水をもとに気候変動により予測される将来の降雨量の増加を考慮して</u>基準地点福知山において$7,700\text{m}^3/\text{s}$とし、このうち流域内の洪水調節施設等により$1,000\text{m}^3/\text{s}$を調節して河道への配分流量を$6,700\text{m}^3/\text{s}$とする。</p> <p>○主要な地点における計画高水流量に関する事項 計画高水流量は綾部において$4,800\text{m}^3/\text{s}$とし、八田川、犀川、土師川等の合流量を合わせ福知山において$6,700\text{m}^3/\text{s}$とし、さらに牧川等の合流量を合わせ天津上において$7,700\text{m}^3/\text{s}$とする。</p>	<p>令和5年8月の由良川河川整備基本方針の変更に伴う追記及び修正 【建設交通部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
121	第2節 河川改修計画 第2 京都府の河川整備 また、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「 <u>防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策</u> 」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、河川整備を推進する。	第2節 河川改修計画 第2 京都府の河川整備 また、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「 <u>第1次国土強靱化実施中期計画</u> 」に基づき、緊急性や実現性等を踏まえ、河川整備を推進する。	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」は令和7年度が最終年度となることを踏まえた修正 【建設交通部】
126	第3節 ダムの現状と洪水調節 大野ダム放流通報の連絡系統 宮津与謝消防組合	第3節 ダムの現状と洪水調節 大野ダム放流通報の連絡系統 宮津与謝消防組合 <u>消防本部</u>	文言の修正 【宮津与謝消防組合 消防本部】
127	高山ダム放流通報の連絡系統 関西電力㈱再生エネルギー事業本部総合水力制御所	高山ダム放流通報の連絡系統 関西電力㈱ <u>(削除)</u> 総合水力制御所	組織改正による修正 【関西電力送配電】
128	和知ダム放流通報の連絡系統 関西電力㈱再生エネルギー事業本部総合水力制御所	和知ダム放流通報の連絡系統 関西電力㈱ <u>(削除)</u> 総合水力制御所	組織改正による修正 【関西電力送配電】
128	和知ダム放流通報の連絡系統 宮津与謝消防組合	和知ダム放流通報の連絡系統 宮津与謝消防組合 <u>消防本部</u>	文言の修正 【宮津与謝消防組合 消防本部】
129	布目ダム放流通報の連絡系統 関西電力㈱再生エネルギー事業本部総合水力制御所	布目ダム放流通報の連絡系統 関西電力㈱ <u>(削除)</u> 総合水力制御所	組織改正による修正 【関西電力送配電】
130	日吉ダム放流通報の連絡系統 関西電力㈱再生エネルギー事業本部総合水力制御所	日吉ダム放流通報の連絡系統 関西電力㈱ <u>(削除)</u> 総合水力制御所	組織改正による修正 【関西電力送配電】
132	第4章 林地保全計画 第1節 国有林・官行造林地対策計画 第1 現状 府内には、国有林約4,616ha、公有林野等官行造林地（以下「官行造林地」という。）約1,871haがある。 このうち5,082ha(国有林4,302ha、官行造林地780ha)が水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、干害防備、なだれ防止、魚つき、保健、風致の保安林に指定されている。	第4章 林地保全計画 第1節 国有林・官行造林地対策計画 第1 現状 府内には、国有林約4,583ha、公有林野等官行造林地（以下「官行造林地」という。）約1,630haがある。 このうち5,171ha(国有林4,427ha、官行造林地744ha)が水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、干害防備、なだれ防止、魚つき、保健、風致の保安林に指定されている。	時点更新に伴う修正 【農林水産部】

頁	現行	修正	修正理由
	<p>第2節 民有林対策計画 第1 治山事業 1 現状 府内森林面積342,243haのうち、民有林森林面積は334,922haであり、そのうち106,340haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、局地的な豪雨の発生や山の手入れ不足などにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。</p>	<p>第2節 民有林対策計画 第1 治山事業 1 現状 府内森林面積<u>342,197</u>haのうち、民有林森林面積は<u>334,876</u>haであり、そのうち<u>105,909</u>haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、局地的な豪雨の発生や山の手入れ不足などにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。</p>	<p>時点更新に伴う修正 【農林水産部】</p>
133	<p>別表 林野庁所管の地すべり防止区域 木元 綴喜郡宇治田原町奥山田字木元 17.37 第三紀層 昭和38年指定</p>	<p>別表 林野庁所管の地すべり防止区域 木元 綴喜郡宇治田原町奥山田字木元 17.37 第三紀層 昭和<u>50</u>年指定</p>	<p>文言の修正 【宇治田原町】</p>
133	<p>第3 森林整備事業（造林事業） 1 現状 令和5年度末の府内の民有林人工林面積は126,452haである。近年、造林面積は70から100ha程度で推移しているが、人工林の伐採後に植林されないケースもあり、伐採跡地における森林の確実な更新が重要である。 さらに人工林の伐採後に植林されないケースも出てきており、伐採跡地における森林の適切な更新が懸念されている。</p>	<p>第3 森林整備事業（造林事業） 1 現状 令和<u>6</u>年度末の府内の民有林人工林面積は<u>126,404</u>haである。近年、造林面積は70から100ha程度で推移しているが、人工林の伐採後に植林されないケースもあり、伐採跡地における森林の確実な更新が重要である。 <u>(削除)</u></p>	<p>時点更新に伴う修正 【農林水産部】 文言の修正 【農林水産部】 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の終了に伴う修正 【農林水産部】</p>
139	<p>第5章 砂防関係事業計画 第7節 砂防対策計画 第1 現状 府内の山や溪流は、戦前は木の乱伐、戦後は昭和28年、34年、61年等とたび重なる風水害によって著しく荒廃し、これまで山腹工、砂防堰堤等の土砂対策工事を実施してきた。 しかし府内の山間地の地質は第三紀層、丹波層群中・古生層が比較的多く、ひとたび風水害、特に局地的大雨の風水害を受けると、山腹崩壊、溪岸の浸食等による土砂災害をうけやすい。 また、府内には次のとおり砂防指定地がある。 (令和7年3月1日現在) 面的な指定 示数 54 溪流の指定 溪流数 <u>1,077</u></p>	<p>第5章 砂防関係事業計画 第7節 砂防対策計画 第1 現状 府内の山や溪流は、戦前は木の乱伐、戦後は昭和28年、34年、61年等とたび重なる風水害によって著しく荒廃し、これまで山腹工、砂防堰堤等の土砂対策工事を実施してきた。 しかし府内の山間地の地質は第三紀層、丹波層群中・古生層が比較的多く、ひとたび風水害、特に局地的大雨の風水害を受けると、山腹崩壊、溪岸の浸食等による土砂災害をうけやすい。 また、府内には次のとおり砂防指定地がある。 (令和8年2月1日現在) 面的な指定 示数 54 溪流の指定 溪流数 <u>1,079</u></p>	<p>時点更新に伴う修正 【建設交通部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
140	<p>第8節 土石流対策計画</p> <p>第1 現状</p> <p>府内には、土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された溪流（溪流勾配15°以上）が6,866溪流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある溪流を含む）あり、その対策を講じる。</p>	<p>第8節 土石流対策計画</p> <p>第1 現状</p> <p>府内には、土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された溪流（溪流勾配15°以上）が6,867溪流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある溪流を含む）あり、その対策を講じる。</p>	<p>時点更新に伴う修正</p> <p>【建設交通部】</p>
141	<p>第9節 地すべり対策計画</p> <p>地すべり防止区域一覧表</p> <p>木元 綴喜郡宇治田原町奥山田字木元 17.37 農林水産省告示第447号 昭和38年 4月10日 一部S31.2</p>	<p>第9節 地すべり対策計画</p> <p>地すべり防止区域一覧表</p> <p>木元 綴喜郡宇治田原町奥山田字木元 17.37 農林水産省告示第447号 昭和50年 5月23日 一部S31.2</p>	<p>時点更新に伴う修正</p> <p>【宇治田原町】</p>
141	<p>第9節 地すべり対策計画</p> <p>地すべり防止区域一覧表 令和7年4月1日現在</p>	<p>第9節 地すべり対策計画</p> <p>地すべり防止区域一覧表 令和8年2月1日現在</p>	<p>時点更新に伴う修正</p> <p>【建設交通部】</p>
142	<p>第10節 急傾斜地崩壊対策計画</p> <p>第1 現状</p> <p>府内における急傾斜地（傾斜度30°以上高さ5m以上のもの）で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が10,434箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）あり、その対策を講じる。</p> <p>これら急傾斜地のうち緊急性の高いものから、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）第3条により、順次急傾斜地崩壊危険区域に指定する。</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」とおりであり、344箇所となっている。</p>	<p>第10節 急傾斜地崩壊対策計画</p> <p>第1 現状</p> <p>府内における急傾斜地（傾斜度30°以上高さ5m以上のもの）で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が10,515箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）あり、その対策を講じる。</p> <p>これら急傾斜地のうち緊急性の高いものから、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）第3条により、順次急傾斜地崩壊危険区域に指定する。</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」とおりであり、345箇所となっている。</p>	<p>時点更新に伴う修正</p> <p>【建設交通部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
143	第10節 急傾斜地崩壊対策計画 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表 26 老中 老中 S58 0.09 昭58.04.22 第310号 面積 20.20	第10節 急傾斜地崩壊対策計画 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表 26 老中 南 S58 0.12 昭58.04.22 第310号 面積 20.23	時点更新に伴う修正 【宇治田原町】
143	第10節 急傾斜地崩壊対策計画 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表 令和7年3月1日現在	第10節 急傾斜地崩壊対策計画 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表 令和8年2月1日現在	時点更新に伴う修正 【建設交通部】
148	第11節 土砂災害復旧計画 土砂災害警戒区域等一覧表 宇治田原町 山腹崩壊53 崩壊土砂流出46 地すべり 1	第11節 土砂災害復旧計画 土砂災害警戒区域等一覧表 宇治田原町 山腹崩壊56 崩壊土砂流出45	時点更新に伴う修正 【宇治田原町】
148	第11節 土砂災害復旧計画 土砂災害警戒区域等一覧表 福知山市 崩壊土砂流出 401	第11節 土砂災害復旧計画 土砂災害警戒区域等一覧表 福知山市 崩壊土砂流出 406	時点更新に伴う修正 【福知山市】
149	第11節 土砂災害復旧計画 土砂災害警戒区域等指定状況 (R7. 2. 28)	第11節 土砂災害復旧計画 土砂災害警戒区域等指定状況 (R8. 1. 31)	時点更新に伴う修正 【建設交通部】
152	第6章 農業用施設防災計画 第3節 計画の内容 第2 個別事項 1 大雨、洪水対策 (1) 農業用ため池 (前略) エ 洪水吐及び下流放水路障害物の除去 オ 不用貯水の排除及び事前放流の徹底 (2) 頭首工 ア 洪水流下を阻害しないように取水口、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート(角落としのものを含む。)の整備点検、操作の演習 イ 取水ゲートからの河水流入防止措置	第6章 農業用施設防災計画 第3節 計画の内容 第2 個別事項 1 大雨、洪水対策 (1) 農業用ため池 (前略) エ 洪水吐及び下流放水路障害物の除去 オ 不用貯水の排除及び事前放流の徹底 (2) 頭首工 ア 洪水流下を阻害しないように取水口、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート(角落としのものを含む。)の整備点検、操作の演習 イ 取水ゲートからの河水流入防止措置	文言の修正 【丹後広域振興局】

頁	現行	修正	修正理由																														
160	第7章 内水対策計画 第4節 下水道による対策 第2 公共下水道・都市下水路 <u>(新設)</u>	第7章 内水対策計画 第4節 下水道による対策 第2 公共下水道・都市下水路 (市町村名) <u>京都市</u> (地域) <u>伏見処理区</u> (貯留施設名) <u>伏見雨水滞水池</u> (貯留量 (m3)) <u>11,000</u>	伏見雨水滞水池の運用を開始(令和6年度)に伴う修正 【京都市】																														
162	第8章 港湾海岸施設防災計画 第1節 海岸の現況 京都府内の海岸は日本海にのみ存在し、その総延長は <u>315.2km</u> であって、そのうち109.0kmを海岸保全区域として防災上の諸施策が進められている。 なお、保全区域を更に拡大して整備を必要とする区域も少なくない。 <table border="1" data-bbox="271 715 1010 983"> <thead> <tr> <th>保全区域所轄別</th> <th>海岸延長(km)</th> <th>指定区域(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省港湾局</td> <td><u>131.1</u></td> <td>69.2</td> </tr> <tr> <td>国土交通省水管理・国土保全局</td> <td><u>101.3</u></td> <td>16.4</td> </tr> <tr> <td>農林水産省農村振興局水産庁</td> <td><u>81.5</u></td> <td>22.1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>315.2</u></td> <td>109.0</td> </tr> </tbody> </table>	保全区域所轄別	海岸延長(km)	指定区域(km)	国土交通省港湾局	<u>131.1</u>	69.2	国土交通省水管理・国土保全局	<u>101.3</u>	16.4	農林水産省農村振興局水産庁	<u>81.5</u>	22.1	計	<u>315.2</u>	109.0	第8章 港湾海岸施設防災計画 第1節 海岸の現況 京都府内の海岸は日本海にのみ存在し、その総延長は <u>316.9km</u> であって、そのうち109.0kmを海岸保全区域として防災上の諸施策が進められている。 なお、保全区域を更に拡大して整備を必要とする区域も少なくない。 <table border="1" data-bbox="1043 715 1783 983"> <thead> <tr> <th>保全区域所轄別</th> <th>海岸延長(km)</th> <th>指定区域(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省港湾局</td> <td><u>132.9</u></td> <td>69.2</td> </tr> <tr> <td>国土交通省水管理・国土保全局</td> <td><u>101.3</u></td> <td>16.4</td> </tr> <tr> <td>農林水産省農村振興局水産庁</td> <td><u>81.4</u></td> <td>22.1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>316.9</u></td> <td>109.0</td> </tr> </tbody> </table>	保全区域所轄別	海岸延長(km)	指定区域(km)	国土交通省港湾局	<u>132.9</u>	69.2	国土交通省水管理・国土保全局	<u>101.3</u>	16.4	農林水産省農村振興局水産庁	<u>81.4</u>	22.1	計	<u>316.9</u>	109.0	海岸線の延長精査に伴う修正 【建設交通部】
保全区域所轄別	海岸延長(km)	指定区域(km)																															
国土交通省港湾局	<u>131.1</u>	69.2																															
国土交通省水管理・国土保全局	<u>101.3</u>	16.4																															
農林水産省農村振興局水産庁	<u>81.5</u>	22.1																															
計	<u>315.2</u>	109.0																															
保全区域所轄別	海岸延長(km)	指定区域(km)																															
国土交通省港湾局	<u>132.9</u>	69.2																															
国土交通省水管理・国土保全局	<u>101.3</u>	16.4																															
農林水産省農村振興局水産庁	<u>81.4</u>	22.1																															
計	<u>316.9</u>	109.0																															
164	第9章 水産施設防災計画 第3節 養殖施設計画 第1 現状 沿岸には養殖施設(貝類、魚類、ワカメ等)がある他、内水面にも地中養殖施設があり、これらが台風・水害・ <u>大雪(異常低温)</u> などによって受ける被害は大きく漁業生産の低下をきたす大きな要因となっている。	第9章 水産施設防災計画 第3節 養殖施設計画 第1 現状 沿岸には養殖施設(貝類、魚類、ワカメ等)がある他、内水面にも地中養殖施設があり、これらが台風・水害・ <u>大雪・異常水温</u> などによって受ける被害は大きく漁業生産の低下をきたす大きな要因となっている。	文言の修正 【農林水産部】																														

頁	現行	修正	修正理由
164	<p>第3 計画の内容 3 大雪(低温)対策 (1)出荷体制の整備</p> <p>大雪の場合予想される道路交通のと絶等のため販売価格の低下をきたさないよう漁協及び漁連においても冷蔵庫の利用等の対策を講ずるよう留意のこと。なお、漁業用物資の搬出及び漁獲物の出荷等に困難をきたしているところは、府所属調査船その他を緊急的に運航させて適切に措置する。</p>	<p>第3 計画の内容 3 大雪・異常水温対策 (1)出荷体制の整備</p> <p>大雪の場合予想される道路交通のと絶等のため販売価格の低下をきたさないよう漁協(削除)においても冷蔵庫の利用等の対策を講ずるよう留意のこと。なお、漁業用物資の搬出及び漁獲物の出荷等に困難をきたしているところは、府所属調査船その他を緊急的に運航させて適切に措置する。</p>	<p>文言の修正 【農林水産部】</p> <p>名称の削除(平成25年に京都府漁業協同組合と京都府漁業協同組合連合会が組織統合) 【農林水産部】</p>
165	<p>(3)養殖物の避寒等 ア かき 表層の低温、低比重から守るため深つりすること。 湾内漁場は、陸上からの冷え込みにより結氷(久美浜湾)あるいは水温の異常低下のおこる可能性が予想されるので設置場所の移動__垂下水深調節について十分注意すること。 イ とりがい 表層の低温、低比重から守るため深吊りする。具体的には、水温摂氏10℃以下および低比重が長期間続くと、成長・生残が低下する恐れがあるため、底層の貧酸素水の分布状況を確認、考慮しながら、溶存酸素量5mg/L以上を確保できる水深帯に深吊りすること。</p>	<p>(3)養殖物の避暑・避寒等 ア かき 表層の低温、低比重から守るため深つりすること。 湾内漁場は、陸上からの冷え込みにより結氷(久美浜湾)あるいは水温の異常低下のおこる可能性が予想されるので設置場所の移動や垂下水深調節について十分注意すること。 イ とりがい 表層の異常水温、低比重から守るため深吊りする。具体的には、水温摂氏10℃以下、28℃以上および低比重が長期間続くと、成長・生残が低下する恐れがあるため、底層の貧酸素水の分布状況を確認、考慮しながら、溶存酸素量5mg/L以上を確保できる水深帯に深吊りすること。</p>	<p>文言の修正 【農林水産部】</p>

頁	現行	修正	修正理由																																																																						
167	<p>第10章 道路及び橋梁防災計画 第1節 道路の現況 道路状況一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">道路種別</th> <th colspan="2">道路現況</th> <th colspan="3">危険箇所(平成8、9年度点検結果)</th> </tr> <tr> <th>管理延長(km) (令和4.4.1)</th> <th>橋梁箇所数 (令和4.4.1)</th> <th>崩土等</th> <th>なだれ</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>433.3</td> <td>462</td> <td>109</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>882.9</td> <td>886</td> <td>284</td> <td>2</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>一般府道</td> <td>824.9</td> <td>802</td> <td>241</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2141.1</td> <td>2150</td> <td>634</td> <td>3</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	道路現況		危険箇所(平成8、9年度点検結果)			管理延長(km) (令和4.4.1)	橋梁箇所数 (令和4.4.1)	崩土等	なだれ	その他	一般国道	433.3	462	109	1	15	主要地方道	882.9	886	284	2	16	一般府道	824.9	802	241	0	20	計	2141.1	2150	634	3	51	<p>第10章 道路及び橋梁防災計画 第1節 道路の現況 道路状況一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">道路種別</th> <th colspan="2">道路現況</th> <th colspan="3">危険箇所(平成8、9年度点検結果)</th> </tr> <tr> <th>管理延長(km) (令和7.4.1)</th> <th>橋梁箇所数 (令和7.4.1)</th> <th>崩土等</th> <th>なだれ</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>419.3</td> <td>453</td> <td>109</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>888.2</td> <td>888</td> <td>284</td> <td>2</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>一般府道</td> <td>871.0</td> <td>772</td> <td>241</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2178.5</td> <td>2113</td> <td>634</td> <td>3</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	道路現況		危険箇所(平成8、9年度点検結果)			管理延長(km) (令和7.4.1)	橋梁箇所数 (令和7.4.1)	崩土等	なだれ	その他	一般国道	419.3	453	109	1	15	主要地方道	888.2	888	284	2	16	一般府道	871.0	772	241	0	20	計	2178.5	2113	634	3	51	<p>時点更新に伴う修正 【建設交通部】</p>
道路種別	道路現況		危険箇所(平成8、9年度点検結果)																																																																						
	管理延長(km) (令和4.4.1)	橋梁箇所数 (令和4.4.1)	崩土等	なだれ	その他																																																																				
一般国道	433.3	462	109	1	15																																																																				
主要地方道	882.9	886	284	2	16																																																																				
一般府道	824.9	802	241	0	20																																																																				
計	2141.1	2150	634	3	51																																																																				
道路種別	道路現況		危険箇所(平成8、9年度点検結果)																																																																						
	管理延長(km) (令和7.4.1)	橋梁箇所数 (令和7.4.1)	崩土等	なだれ	その他																																																																				
一般国道	419.3	453	109	1	15																																																																				
主要地方道	888.2	888	284	2	16																																																																				
一般府道	871.0	772	241	0	20																																																																				
計	2178.5	2113	634	3	51																																																																				
167	<p>第3節 計画の内容 第1 道路整備事業 安心・安全な府民の生活 ～ 防災・減災対策等を進める。 なお、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「<u>防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策</u>」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、道路整備を推進する。</p>	<p>第3節 計画の内容 第1 道路整備事業 安心・安全な府民の生活 ～ 防災・減災対策等を進める。 なお、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「<u>第1次国土強靱化実施中期計画</u>」に基づき、緊急性や実現性等を踏まえ、道路整備を推進する。</p>	<p>「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」は令和7年度が最終年度となることを踏まえた修正。 【建設交通部】</p>																																																																						
186	<p>第12章 建造物防災計画 第1節 建築物の防災対策 第3 対象建築物と具体的対策 2 多数のものが利用する特定建築物 劇場、百貨店、ホテル、旅館、社会福祉施設等多数の者が利用する特定建築物については、高い防災性能が必要であり、以下の対策を講じる。 (1) <u>設計時点における建築基準法等関係法令への適合、確実な工事監理による適正な施工、大規模な特殊建築物の防災計画策定を徹底</u></p>	<p>第12章 建造物防災計画 第1節 建築物の防災対策 第3 対象建築物と具体的対策 2 多数のものが利用する特定建築物 劇場、百貨店、ホテル、旅館、社会福祉施設等多数の者が利用する特定建築物については、高い防災性能が必要であり、以下の対策を講じる。 (1) <u>設計時点の建築基準法等関係法令の適合はもとより適切な工事監理や施工の実施の指導を通じ、竣工時の建築基準関係規定への適合を徹底</u></p>	<p>文言の修正 【京都市】</p>																																																																						

頁	現行	修正	修正理由
187	<p>第2節 宅地物の防災対策 第2 宅地造成防災対策</p> <p>宅地造成に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、<u>宅地造成等規制法</u>及び都市計画法による開発許可制度により必要な規制を行うとともに、宅地災害の防止のための技術的指導を行う。</p> <p>その他一般対策として、年間の梅雨期及び台風期には市町村、消防担当職員及び防災関係職員の協力のもと、合同一斉パトロールを実施するとともに、別に宅地造成主及び工事施行者に対しては、造成工事中における土砂の流出、がけ崩れの防止等に対処する防災応急工事施行に関して、シーズン前に留意事項を送付し、注意を喚起している。</p>	<p>第2節 宅地物の防災対策 第2 宅地造成<u>等</u>防災対策</p> <p>宅地造成<u>等</u>に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、<u>宅地造成特定盛土等規制法</u>及び都市計画法による開発許可制度により必要な規制を行うとともに、宅地災害の防止のための技術的指導を行う。</p> <p>その他一般対策として、年間の梅雨期及び台風期には市町村、消防担当職員及び防災関係職員の協力のもと、合同一斉パトロールを実施するとともに、別に<u>工事主</u>及び工事施行者に対しては、造成工事中における土砂の流出、がけ崩れの防止等に対処する防災応急工事施行に関して、シーズン前に留意事項を送付し、注意を喚起している。</p>	法改正に伴う修正 【建設交通部】
189	<p>第13章 文化財災害予防計画 第1節 現状 第1 建造物</p> <p>文化財に指定された建造物には、消防法により自動火災報知設備（以下「自火報設備」という。）の設置が義務付けられている。</p> <p>国指定建造物は府内に733棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている688棟のうち、未設置のものは13棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。</p> <p>一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,212棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の325棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。</p> <p>これら国・府指定等文化財ともに、設置促進に向け指導助言を行っている。</p>	<p>第13章 文化財災害予防計画 第1節 現状 第1 建造物</p> <p>文化財に指定された建造物には、消防法により自動火災報知設備（以下「自火報設備」という。）の設置が義務付けられている。</p> <p>国指定建造物は府内に764棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている719棟のうち、未設置のものは13棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。</p> <p>一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,209棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の329棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。</p> <p>これら国・府指定等文化財ともに、設置促進に向け指導助言を行っている。</p>	時点更新に伴う修正 【教育庁】

頁	現行	修正	修正理由
189	<p>第1節 現状 第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） 府内における国指定文化財の所有者は409社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別的指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。</p> <p>なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在592所有者、965件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが201件（一部寄託6件を含む。）、これ以外の764件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは56件ある。残る708件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。</p>	<p>第1節 現状 第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） 府内における国指定文化財の所有者は410社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別的指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。</p> <p>なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在605所有者、2,262件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが209件（一部寄託6件を含む。）、これ以外の2,053件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは61件ある。残る1,991件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。</p>	<p>時点更新に伴う修正 【教育庁】</p>
191	<p>第3節 計画の内容 第7 補助金及び融資 1 補助金 府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定・登録・暫定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。</p>	<p>第3節 計画の内容 第7 補助金及び融資 1 補助金 府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定・登録・暫定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定・登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。</p>	<p>文言の修正 【教育庁】</p>
195	<p>第14章 危険物等保安計画 第2節 計画の内容 高圧ガス施設 表 京都府一般高圧ガス保安研究会</p>	<p>第14章 危険物等保安計画 第2節 計画の内容 高圧ガス施設 表 京都府市一般高圧ガス保安協会</p>	<p>名称変更 【府LPガス協会】</p>

頁	現行	修正	修正理由
197	<p>第14章 危険物等保安計画 第2節 計画の内容 危険物等関係保安団体 表</p> <p>京都府一般高圧ガス保安研究会</p>	<p>第14章 危険物等保安計画 第2節 計画の内容 危険物等関係保安団体 表</p> <p>京都府市一般高圧ガス保安協会</p>	<p>名称変更 【府LPガス協会】</p>
198	<p>第15章 消防組織整備計画 第2節 計画の内容 第9 市町村の消防計画 5 その他の消防活動 (1) 地震による災害時の活動 火災発生の場合は、前述の火災防ぎょ活動により対処するが、予防対策としては住民に対して火気を始末するよう、あらゆる広報手段を利用して周知徹底を図る。 なお、地震の場合は道路の状況により消防部隊の出動に支障をきたす場合が予想されるので、道路の通行確保の対策を特に考慮する。</p>	<p>第15章 消防組織整備計画 第2節 計画の内容 第9 市町村の消防計画 5 その他の消防活動 (1) 地震による災害時の活動 火災発生の場合は、前述の火災防ぎょ活動により対処するが、予防対策としては住民に対して火気を始末するよう、あらゆる広報手段を利用して周知徹底を図る。 なお、地震の場合は津波警報の発表や道路の状況により消防部隊の出動に支障をきたす場合が予想されるため、津波浸水想定区域を勘案した消防体制の整備や道路の通行確保の対策を特に考慮する。</p>	<p>防災基本計画修正 (令和7年7月)に伴う修正 【危機管理部】</p>
224	<p>第19章 資材器財等整備計画 第3節 食料及び生活必需品の確保計画 第1 生活物資の備蓄 災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、府及び市町村はそれを補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に実施するものとする。</p>	<p>第19章 資材器財等整備計画 第3節 食料及び生活必需品の確保計画 第1 生活物資の備蓄 災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、府及び市町村はそれを補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に実施し、年に1回備蓄状況を公表するものとする。</p>	<p>防災基本計画修正 (令和7年7月)に伴う修正 【危機管理部】</p>
224	<p>第3節 食料及び生活必需品の確保計画 第1 生活物資の備蓄 4 備蓄物資の保管 府及び市町村は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要な食料、飲料水その他の必要な生活物資を備蓄する。また、要配慮者が必要とするこれらのものを備蓄する。</p>	<p>第3節 食料及び生活必需品の確保計画 第1 生活物資の備蓄 4 備蓄物資の保管 府及び市町村は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要な食料、飲料水その他の必要な生活物資を備蓄する。また、要配慮者が必要とするこれらのものを備蓄する。 山城倉庫：宇治市広野町八軒屋谷1 府立山城総合運動公園内</p>	<p>新たな備蓄倉庫整備に伴う修正 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
225	<p>第3節 食料及び生活必需品の確保計画 第3 物資の調達体制の整備</p> <p>1 府は、別に作成する調達先一覧表により、生活必需品の調達、あつ旋を行うものとし、物資保有業者の協力を得て、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあつ旋のできる体制を確立する。</p> <p>なお、災害時における物資の要請、調達、幹旋等の連絡系統を「生活必需物品の調達系統」に示す。</p> <p>2 府は、関係機関の協力を得て、定期的に生活必需品の保有業者、物資名及び在庫数量の調査を実施する。</p> <p>3 府は、京都府総合防災情報システム及び国の物資システム（B-PLo（Busshi Procurement and Logistics Support system））を活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国への救援物資の要請を円滑に行える体制を確立する。</p>	<p>第3節 食料及び生活必需品の確保計画 第3 物資の調達体制の整備</p> <p>1 府は、別に作成する調達先一覧表により、生活必需品の調達、あつ旋を行うものとし、物資保有業者の協力を得て、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあつ旋のできる体制を確立する。</p> <p>なお、災害時における物資の要請、調達、幹旋等の連絡系統を「生活必需物品の調達系統」に示す。</p> <p>2 府は、関係機関の協力を得て、定期的に生活必需品の保有業者、物資名及び在庫数量の調査を実施する。</p> <p>3 府は、京都府総合防災情報システム及び国の物資システム（B-PLo（Busshi Procurement and Logistics Support system））を活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国への救援物資の要請を円滑に行える体制を確立する。<u>また、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正 【危機管理部】</p>
226	<p>第3節 食料及び生活必需品の確保計画 第6 家庭動物の飼料等の確保</p> <p>2 家庭動物（犬、猫）のペットフード、一時保管用ケージ等の備蓄資材は、京都動物愛護センターにおいて保管する。</p>	<p>第3節 食料及び生活必需品の確保計画 第6 家庭動物の飼料等の確保</p> <p>2 <u>災害時</u>の家庭動物（犬、猫）のペットフード、一時保管用ケージ等の備蓄資材は、京都動物愛護センターにおいて保管する。</p>	<p>文言の修正 【文化生活部】</p>
228	<p>第3節 食料及び生活必需品の確保計画 食料品の調達等系統</p> <p>(2) 米穀の緊急引渡ルート (b) 政府所有米穀の調達</p> <p>図中の農林水産省農産局長 電話番号 <u>03-6744-1354</u></p>	<p>第3節 食料及び生活必需品の確保計画 食料品の調達等系統</p> <p>(2) 米穀の緊急引渡ルート (b) 政府所有米穀の調達</p> <p>図中の農林水産省農産局長 電話番号 <u>03-6744-1353</u></p>	<p>電話番号の変更 【近畿農政局】</p>

頁	現行	修正	修正理由
231	<p>第20章 防災知識普及計画 第2節 計画の内容 第2 防災リーダーの養成 1 地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、その組織に対応した講座を実施する。</p>	<p>第20章 防災知識普及計画 第2節 計画の内容 第2 防災人材の養成 1 <u>地域防災のリーダーとしての役割が期待される防災士や、災害時に避難所運営・避難生活支援に取り組むサポーター等を養成する。</u></p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正 【危機管理部】</p>
232	<p>第3 一般住民に対する啓発 4 社会教育等を通じたの普及 （1）社会教育施設における学級・講座等を通じたの普及</p>	<p>第3 一般住民に対する啓発 4 社会教育等を通じたの普及 （1）社会教育施設における <u>（削除）</u> 講座等を通じたの普及</p>	<p>文言の修正 【教育庁】</p>
237	<p>第22章 自主防災組織整備計画 第2節 地域における取組 第5 自主防災組織の内容 自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるよう努めるものとする。 なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、<u>自主防災リーダーについて多様な人材を確保する</u>よう努めるものとする。</p>	<p>第22章 自主防災組織整備計画 第2節 地域における取組 第5 自主防災組織の内容 自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるよう努めるものとする。 なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、<u>（削除）</u> 多様な人材を確保するよう努めるものとする。</p>	<p>文言の修正 【危機管理部】</p>
255	<p>第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第2節 計画の内容 第6 外国人の安全確保 4 府、市町村及び防災関係機関は、防災訓練への外国人住民の参加を推進する。 5 外国人雇用者の多い企業・事業所などにおいては、これらの者に対する防災指導等を促進する。 6 府及び市町村は、災害時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。 7 府は、駐日外国公館等との連携体制の構築に努める。</p>	<p>第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第2節 計画の内容 第6 外国人の安全確保 4 府、市町村及び防災関係機関は、防災訓練<u>や研修会等</u>への外国人の参加を推進する。 5 外国人雇用者の多い企業・事業所などにおいては、これらの者に対する防災指導等を促進する。 6 府及び市町村は、災害時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。 <u>また、被災後のきめ細やかな支援を行うため、外国人の防災人材の育成に努めるものとする。</u> 7 府は、駐日外国公館等との連携体制の構築に努める。</p>	<p>第13回多様な視点での防災対策意見交換会での意見による修正 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
256	<p>第28章 廃棄物処理に係る防災体制の整備 第2節 廃棄物処理に係る防災計画 第2 市町村の施策 (2) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。 (3) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄等を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出勤できる体制を確保すること。</p>	<p>第28章 廃棄物処理に係る防災体制の整備 第2節 廃棄物処理に係る防災計画 第2 市町村の施策 (2) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備するとともに、<u>し尿処理体制を確保すること。</u> (3) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄等を行うとともに、収集車両(<u>し尿収集運搬車両等を含む</u>)や機器等を常時整備し、緊急出勤できる体制を確保すること。</p>	<p>京都府環境整備事業協同組合との無償団体救援協定（令和7年11月7日）の締結に伴う修正 【総合政策環境部】</p>
258	<p>第30章 ボランティアの登録・支援等計画 第2節 計画の内容 第2 NPO・ボランティアとの連携 1 府及び市町村は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携を図る。</p>	<p>第30章 ボランティアの登録・支援等計画 第2節 計画の内容 第2 NPO・ボランティアとの連携 1 府及び市町村は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携を図る。 <u>また、国において登録されている被災者援護協力団体との連携にも努める。</u></p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正 【危機管理部】</p>
260	<p>第31章 広域応援体制の整備 第2節 計画の内容 第3 府内の防災相互応援体制の整備 2 京都府災害時応急対応業務マニュアル等の運用 「京都府災害時応急対応業務マニュアル」及び「京都府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアル」により、府及び市町村の役割分担を明確にし、速やかな状況把握、協働を可能とすることによって、府による市町村への応援及び市町村の相互応援を円滑に行う応援体制を整備する。 3 京都府災害時応援職員登録制度に基づく職員派遣 府は、災害時に被災市町村が必要とする支援内容の調整を迅速に行う先遣隊の編成や家屋被害調査業務などに即戦力として従事できる職員を養成し、被災市町村への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。</p>	<p>第31章 広域応援体制の整備 第2節 計画の内容 第3 府内の防災相互応援体制の整備 2 京都府災害時応急対応業務マニュアル等の運用 「京都府災害時応急対応業務マニュアル」及び「京都府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアル」により、府及び市町村の役割分担を明確にし、速やかな状況把握、協働を可能とすることによって、府による市町村への応援及び市町村の相互応援を円滑に行う<u>ための</u>応援体制を整備する。 <u>なお、市町村の相互応援については、「災害時における市町村相互応援に関する運用マニュアル」によるものとする。</u> 3 京都府災害時応援職員登録制度に基づく職員派遣 府は、災害時に被災市町村が必要とする支援内容の調整を迅速に行う先遣隊の編成や家屋被害調査業務などに即戦力として従事できる職員を養成し、被災市町村への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。</p>	<p>府内市町村の相互応援の取組に係る修正 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由																								
263	第32章 上下水道施設防災計画 第1 水道施設防災計画 1 計画の方針 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業等」という。）は、施設点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる。	第32章 上下水道施設防災計画 第1 水道施設防災計画 1 計画の方針 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業等」という。）は、施設点検・調査や 最優先復旧箇所の事前選定等 を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる。	防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正 【危機管理部】 【建設交通部】																								
263	第2 下水道施設防災計画 1 計画の方針 流域下水道管理者及び公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）は、施設の点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進める。	第2 下水道施設防災計画 1 計画の方針 流域下水道管理者及び公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）は、施設の点検・調査や 最優先復旧箇所の事前選定等 を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進める。	防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正 【危機管理部】 【建設交通部】																								
284	第37章 都市公園施設防災計画 第1節 現況 府立都市公園は、現在12箇所、425.7haある。都市公園は、災害時に避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。 京都府立都市公園（令和5年4月1日現在） <table border="1" data-bbox="271 1070 990 1326"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>所在地</th> <th>供用面積 (ha)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治公園</td> <td>宇治市</td> <td>1.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>425.7</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	所在地	供用面積 (ha)	備考	宇治公園	宇治市	1.6		合計		425.7		第37章 都市公園施設防災計画 第1節 現況 府立都市公園は、現在12箇所、425.6haある。都市公園は、災害時に避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。 京都府立都市公園（令和7年4月1日現在） <table border="1" data-bbox="1043 1070 1762 1302"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>所在地</th> <th>供用面積 (ha)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治公園</td> <td>宇治市</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>425.6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	所在地	供用面積 (ha)	備考	宇治公園	宇治市	1.5		合計		425.6		令和7年3月18日付け京都府立宇治公園の区域を定めた告示の一部改正に伴う修正 【建設交通部】
都市公園名	所在地	供用面積 (ha)	備考																								
宇治公園	宇治市	1.6																									
合計		425.7																									
都市公園名	所在地	供用面積 (ha)	備考																								
宇治公園	宇治市	1.5																									
合計		425.6																									

頁	現行	修正	修正理由																																				
286	第38章 広域防災活動拠点等計画 第4節 広域的な防災機能強化を図る道の駅 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>道の駅</th> <th>所在地</th> <th>防災道の駅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部</td> <td>和</td> <td>船井郡京丹波町坂原モジリ11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>京丹波 味夢の里</td> <td>船井郡京丹波町曾根深シノ65-1</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	地域	道の駅	所在地	防災道の駅	中部	和	船井郡京丹波町坂原モジリ11		中部	京丹波 味夢の里	船井郡京丹波町曾根深シノ65-1	○	第38章 広域防災活動拠点等計画 第4節 広域的な防災機能強化を図る道の駅 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>道の駅</th> <th>所在地</th> <th>防災道の駅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部</td> <td>和</td> <td>船井郡京丹波町坂原モジリ11</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>中部</u></td> <td><u>瑞穂の里・さらびき</u></td> <td><u>船井郡京丹波町大朴休石10-1</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>京丹波 味夢の里</td> <td>船井郡京丹波町曾根深シノ65-1</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td><u>中部</u></td> <td><u>丹波マーケス</u></td> <td><u>船井郡京丹波町須知色紙田3番地5</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>南部</u></td> <td><u>お茶の京都 みなみやましる村</u></td> <td><u>相楽郡南山城村大字北大河原小字殿田102番地</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域	道の駅	所在地	防災道の駅	中部	和	船井郡京丹波町坂原モジリ11		<u>中部</u>	<u>瑞穂の里・さらびき</u>	<u>船井郡京丹波町大朴休石10-1</u>		中部	京丹波 味夢の里	船井郡京丹波町曾根深シノ65-1	○	<u>中部</u>	<u>丹波マーケス</u>	<u>船井郡京丹波町須知色紙田3番地5</u>		<u>南部</u>	<u>お茶の京都 みなみやましる村</u>	<u>相楽郡南山城村大字北大河原小字殿田102番地</u>		広域的な防災機能強化を図る道の駅の追加【危機管理部】 【建設交通部】
地域	道の駅	所在地	防災道の駅																																				
中部	和	船井郡京丹波町坂原モジリ11																																					
中部	京丹波 味夢の里	船井郡京丹波町曾根深シノ65-1	○																																				
地域	道の駅	所在地	防災道の駅																																				
中部	和	船井郡京丹波町坂原モジリ11																																					
<u>中部</u>	<u>瑞穂の里・さらびき</u>	<u>船井郡京丹波町大朴休石10-1</u>																																					
中部	京丹波 味夢の里	船井郡京丹波町曾根深シノ65-1	○																																				
<u>中部</u>	<u>丹波マーケス</u>	<u>船井郡京丹波町須知色紙田3番地5</u>																																					
<u>南部</u>	<u>お茶の京都 みなみやましる村</u>	<u>相楽郡南山城村大字北大河原小字殿田102番地</u>																																					
	第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画																																					
298	第1章 災害対策本部等運用計画 第7節 災害対策本部の設置及び閉鎖 第2 災害対策本部の設置及び閉鎖等 1 設置 災害対策本部の設置は、 <u>暴風雨若しくは大雨、地震等のため</u> 、相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときに、第1の状況判断を踏まえ、知事が決定する。 ただし、府の地域に震度6弱以上の地震が発表されたときは、直ちに設置する。	第1章 災害対策本部等運用計画 第7節 災害対策本部の設置及び閉鎖 第2 災害対策本部の設置及び閉鎖等 1 設置 災害対策本部の設置は、 <u>暴風、竜巻、大雨、地震等により</u> 、相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときに、第1の状況判断を踏まえ、知事が決定する。 ただし、府の地域に震度6弱以上の地震が発表されたときは、直ちに設置する。	記載ぶりの修正【危機管理部】																																				
301	第8節 災害対策本部の組織等 京都府災害対策本部組織図 万博・地域交流課	第8節 災害対策本部の組織等 京都府災害対策本部組織図 <u>(削除)</u>	組織改編に伴う修正【総合政策環境部】																																				
303	第8節 災害対策本部の組織等 災害対策本部の事務分掌 万博・地域交流課 万博・地域交流課長 1 部内他班の応援に関すること。	第8節 災害対策本部の組織等 災害対策本部の事務分掌 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	組織改編に伴う修正【総合政策環境部】																																				

頁	現行	修正	修正理由
303	<p>第8節 災害対策本部の組織等 災害対策本部の事務分掌 1 京都デジタル疎水ネットワークの機能確保に関する こと。</p>	<p>第8節 災害対策本部の組織等 災害対策本部の事務分掌 1 京都デジタル疎水ネットワークの機能確保に関する こと。</p>	<p>文言の修正 【総合政策環境部】</p>
309	<p>第1章 災害対策本部等運用計画 第10節 保健医療福祉調整本部等運用計画 第1 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の設置趣旨</p> <p>災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）・同調整地域本部（以下「調整地域本部」という。）を設置する。</p> <p>※保健医療福祉活動チームとは、災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）、災害支援ナース等を指す。</p>	<p>第1章 災害対策本部等運用計画 第10節 保健医療福祉調整本部等運用計画 第1 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の設置趣旨</p> <p>災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）・同調整地域本部（以下「調整地域本部」という。）を設置する。</p> <p>また、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識を醸成する。</p> <p>※保健医療福祉活動チームとは、災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）、災害支援ナース等を指す。</p>	<p>国通知による修正 【健康福祉部】 防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正 【危機管理部】</p>
309	<p>第3 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の構成 1 保健医療福祉調整本部長は、健康福祉部長とする。 2 保健医療福祉調整地域本部長は、各保健所長とする。</p>	<p>第3 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の構成 1 保健医療福祉調整本部長は、健康福祉部長とし、本部長を補佐するため統括DHEATを配置する。 2 保健医療福祉調整地域本部長は、各保健所長とする。</p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）及び国通知に基づく修正 【危機管理部】 【健康福祉部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
319	第2章 動員計画 第4節 災害対策本部の動員 災害対策本部 1号動員 <u>万博・地域交流班 1</u> 2号動員 <u>万博・地域交流班 1</u>	第2章 動員計画 第4節 災害対策本部の動員 災害対策本部 1号動員 <u>(削除)</u> 2号動員 <u>(削除)</u>	組織改編に伴う修正 【総合政策環境部】
321	第3章 通信情報連絡活動計画 第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達 第1 計画の方針 府、市町村及び防災関係機関は、災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害に関する情報、被害状況の収集、伝達及び報告に努める。	第3章 通信情報連絡活動計画 第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達 第1 計画の方針 府、市町村及び防災関係機関は、災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害に関する情報、被害状況の収集、伝達及び報告に努める。 <u>また、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努める。</u>	防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正 【危機管理部】
321	第3章 通信情報連絡活動計画 第2節 災害規模の早期把握のための活動 第2 早期の被害状況の収集 早期に被害状況を把握するため、必要に応じヘリコプター等からの画像を災害対策本部に伝送し又は災害現場において災害対策支部が撮影した被害状況写真を携帯電話等を通じて災害対策本部に伝送し、情報収集するものとする。	第3章 通信情報連絡活動計画 第2節 災害規模の早期把握のための活動 第2 早期の被害状況の収集 早期に被害状況を把握するため、必要に応じヘリコプター等からの映像を災害対策本部に伝送し又は災害現場において災害対策支部が撮影した被害状況等の映像を衛星可搬局や携帯電話等を通じて災害対策本部に伝送し、情報収集するものとする。	文言の修正 【危機管理部】
323	第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達 第3 責務 1 市町村 (3) 報告の方法 ウ 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備等の利用 警報の伝達および応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話が途絶した場合は最寄りのJR駅、警察署及び消防署の通信設備を利用する。 エ 通信途絶時における措置 公衆電気通信、JR通信及び防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。	第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達 第3 責務 1 市町村 (3) 報告の方法 ウ <u>関係機関</u> の通信設備等の利用 警報の伝達および応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話及び府衛星通信系防災情報提供システムが途絶した場合は <u>(削除)</u> 警察署及び消防署の通信設備を利用する。 エ 通信途絶時における措置 <u>公衆電話</u> 及び防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。	西日本旅客鉄道株式会社における鉄道電報及び鉄道電話廃止に伴う協定解除による修正 【危機管理部】 文言の修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由
324	<p>第4節 通信手段の確保</p> <p>第1 災害時の通信連絡</p> <p>府、市町村、及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害の状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、<u>防災行政無線</u>、加入電話、無線通信等により速やかに行う。</p>	<p>第4節 通信手段の確保</p> <p>第1 災害時の通信連絡</p> <p>府、市町村、及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害の状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、<u>府衛星通信系防災情報システム</u>、加入電話、無線通信等により速やかに行う。</p>	<p>文言の修正</p> <p>【危機管理部】</p>
325	<p>第4節 通信手段の確保</p> <p>第3 JR通信設備の利用</p> <p>知事又は市町村長が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときに、西日本旅客鉄道株式会社が設置する通信設備を利用するについて、災害対策基本法に基づき、社長と知事との間に協定を締結している。</p> <p>第4 漁業用海岸局設備の利用 (略)</p> <p>第5 移動通信機器の貸与 (略)</p> <p>第6 放送の要請 (略)</p>	<p>第4節 通信手段の確保</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第3 漁業用海岸局設備の利用 (略)</p> <p>第4 移動通信機器の貸与 (略)</p> <p>第5 放送の要請 (略)</p>	<p>西日本旅客鉄道株式会社における鉄道電報及び鉄道電話廃止に伴う協定解除による修正</p> <p>【危機管理部】</p>
331	<p><u>(新設)</u></p>	<p>第3章 通信情報連絡活動計画</p> <p>第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達</p> <p>防災関係機関と災害対策本部各部の分担 表</p> <p><u>近畿管区行政評価局（京都行政監視行政相談センター）</u></p>	<p>指定地方行政機関の指に伴う追記</p> <p>【京都行政監視行政相談センター】</p>
341	<p>第5章 災害救助法の適用計画</p> <p>第5節 応急救助の実施</p> <p>1 避難所の設置</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>4 医療及び助産</p> <p>5 被災者の救出 (新設)</p> <p>6 被災した住宅の応急修理</p> <p>7 学用品の給与</p> <p>8 埋葬</p>	<p>第5章 災害救助法の適用計画</p> <p>第5節 応急救助の実施</p> <p>1 避難所の設置</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>4 医療及び助産</p> <p>5 被災者の救出</p> <p>6 <u>福祉サービスの提供</u></p> <p>7 被災した住宅の応急修理</p> <p>8 学用品の給与</p> <p>9 埋葬</p>	<p>災害救助法の改正に伴う追記</p> <p>【危機管理部】</p>

	<p>9 死体の捜索及び処理</p> <p>10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>なお、次に掲げる救助については、市町村長は知事が実施する救助に協力する。</p> <p>11 応急仮設住宅の供与</p>	<p>10 死体の捜索及び処理</p> <p>11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>なお、次に掲げる救助については、市町村長は知事が実施する救助に協力する。</p> <p>12 応急仮設住宅の供与</p>	
頁	現行	修正	修正理由
354	<p>第8章 避難等に関する計画</p> <p>第6節 避難所の開設等</p> <p>第1 避難所の開設</p> <p>市町村長は災害の状況により必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図り、被災者を収容保護する。災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき市町村長が実施する。</p> <p>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p>	<p>第8章 避難等に関する計画</p> <p>第6節 避難所の開設等</p> <p>第1 避難所の開設</p> <p>市町村長は災害の状況により必要に応じて指定避難所を開設する。また、指定避難所の開設状況や、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に府に報告するとともに、当該避難所の開設状況を住民等に対し周知徹底を図り、被災者を収容保護する。</p> <p>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>また、協定・届出避難所については、あらかじめ管理者や収容可能人数等の情報を把握し、災害時には、開設した避難所に対し、物資の提供など必要な支援を実施するとともに、避難所の開設状況を府に報告する。</p> <p>なお、府は、市町村から報告を受けた避難所に関する情報を国等と共有する。</p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正</p> <p>【危機管理部】</p>
355	<p>第2 避難所の運営管理等</p> <p>3 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、防災井戸等による生活用水の確保、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況な</p>	<p>第2 避難所の運営管理等</p> <p>3 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、防災井戸等による生活用水の確保、トイレの設置状況等の把握に努め、関係機関や協定締結団体等と連携し、必要な対策を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回</p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）及び府の施策を踏まえた修正</p> <p>【危機管理部】</p>

	ど、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防の必要な措置を講じるよう努める。	の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、 <u>関係機関や協定締結団体等と連携し、キッチンカー等を活用した</u> 栄養バランスのとれた適温の食事の提供や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施、 <u>衛生サービスの提供</u> など、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防の必要な措置を講じるよう努める。	
頁	現行	修正	修正理由
355	第2 避難所の運営管理等 併せて、必要に応じ、「ペットの同行避難ガイドライン」（京都府生活衛生課作成）に基づき、飼い主等からの家庭動物の一時預かりの要望への対応や、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について、獣医師会等とも連携のうえ検討し、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。	第2 避難所の運営管理等 併せて、必要に応じ、「ペットの同行避難ガイドライン」（京都府生活衛生課作成）に基づき、飼い主等からの家庭動物の一時預かりの要望への対応や、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について、 <u>府</u> や獣医師会等とも連携のうえ検討し、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。	文言の修正 【文化生活部】
356	第2 避難所の運営管理等 4 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。	第2 避難所の運営管理等 4 避難所の運営における女性 <u>や子育て家庭</u> の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等 <u>への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする</u> 。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所等における安全性の確保、 <u>キッズスペースや学習スペースの設置</u> など、女性や子育て家庭、 <u>子ども・若者</u> のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。	防災基本計画修正 (令和7年7月)に伴う修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由
356	<p>第8章 避難等に関する計画 第6節 避難所の開設等 第2 避難所の運営管理等 7 府及び市町村は、在宅避難者や、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達、在宅避難者等が利用しやすい場所に支援のための拠点を設置すること等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p>	<p>第8章 避難等に関する計画 第6節 避難所の開設等 第2 避難所の運営管理等 7 府及び市町村は、在宅避難者や、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達、在宅避難者等が利用しやすい場所に支援のための拠点を設置すること等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>また、支援のための拠点については、集会所や公民館、学校、民間施設等の活用により、地域と連携した運営を行い、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦・外国人等の要配慮者に対しても、幅広い支援に努める。</u></p>	<p>第13回多様な視点での防災対策意見交換会での意見による修正 【危機管理部】</p>
357	<p>第8章 避難等に関する計画 第7節 避難者健康対策（府健康福祉部） 第3 支援活動体制及び活動内容 府は、発災時には、被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織し、以下に定める業務を行う。保健医療福祉調整本部においては、統括保健師長のもとに保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「京都府災害時保健活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地市町村の支援活動を実施する。 また、災害派遣福祉チーム（DWAT）及び災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）及び日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等を編成し被災地市町村の支援活動にあたる。</p>	<p>第8章 避難等に関する計画 第7節 避難者健康対策（府健康福祉部） 第3 支援活動体制及び活動内容 府は、発災時には、<u>在宅避難者や車中泊避難者を含む</u>被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織し、以下に定める業務を行う。保健医療福祉調整本部においては、統括保健師長のもとに保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「京都府災害時保健活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地市町村の支援活動を実施する。 また、災害派遣福祉チーム（DWAT）<u>、災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）及び日本災害歯科支援チーム（JDAT）</u>等を編成し被災地市町村の支援活動にあたる。</p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）及び国通知に基づく修正 【危機管理部】 【健康福祉部】</p>
369	<p>第10章 食料供給計画 第2節 食料供給の実施方法 第3 食料供給の対象者 1 避難所、救護所等に収容されている被災者 2 住家被害で炊事のできない被災者</p>	<p>第10章 食料供給計画 第2節 食料供給の実施方法 第3 食料供給の対象者 1 避難所、救護所等に収容されている被災者 2 住家被害で炊事のできない<u>在宅避難者等を含む</u>被災者</p>	<p>在宅避難者等への食料供給について修正 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
385	<p>第14章 医療助産計画 第2節 実施責任者 災害時における医療及び助産は、市町村が応急対策として実施するが、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）、市町村の要請があった場合及び府が必要と認めた場合には府が行う。 また、府は状況に応じ、国（自衛隊を含む）、他府県等の関係機関に対して広域的な支援の要請を行うものとする。</p>	<p>第14章 医療助産計画 第2節 実施責任者 災害時における医療及び助産は、市町村が応急対策として実施するが、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）、市町村の要請があった場合及び府が必要と認めた場合には府が行う。 また、府は状況に応じ、国（自衛隊を含む）、他府県等の関係機関に対して、<u>船舶を活用した傷病者の搬送など、</u>広域的な支援の要請を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）及び国通知に基づく修正 【危機管理部】 【健康福祉部】</p>
392	<p>第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画 第2節 し尿処理対策計画 第2 内容 2 市町村の措置 (3) <u>消毒剤等の資機材の準備及び確保</u> 仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、<u>十分な衛生上の配慮をする。</u> (4) 府等への応援要請 ア し尿処理に必要な人員、<u>処理運搬車両</u>又は処理能力が不足する場合には、近隣市町村に応援要請する。</p>	<p>第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画 第2節 し尿処理対策計画 第2 内容 2 市町村の措置 (3) 資機材の準備及び確保 仮設トイレや<u>簡易トイレ</u>の管理にあたっては、必要な消毒剤や<u>凝固剤</u>等を確保し、<u>し尿の収集・運搬を行うために必要な車両を手配するなど、衛生管理に十分な配慮をする。</u> (4) 府等への応援要請 ア し尿処理に必要な人員、<u>し尿収集運搬車両</u>又は処理能力が不足する場合には、近隣市町村に応援要請する。</p>	<p>京都府環境整備事業協同組合との無償団体救援協定（令和7年11月7日）の締結に伴う修正 【総合政策環境部】</p>
415	<p>第21章 交通規制に関する計画 第2節 交通規制対策 第1 関係機関の対策 6 京都府道路公社 災害・異常気象等により山陰近畿自動車道の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社がその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「<u>山陰近畿自動車道（宮津与謝道路・野田川大宮道路）防災業務要領</u>」に示す。</p>	<p>第21章 交通規制に関する計画 第2節 交通規制対策 第1 関係機関の対策 6 京都府道路公社 災害・異常気象等により山陰近畿自動車道の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社がその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「<u>山陰近畿自動車道防災業務要領</u>」に示す。</p>	<p>文言の修正 【建設交通部】</p>

頁	現行	修正	修正理由																																																																																																												
418	<p>第5節 道路通行規制要領 西日本高速道路株式会社所管の高速道路等の通行規制基準</p> <p>舞鶴若狭自動車道 福知山～綾部 規制基準（降雨） 通行止</p> <p>●連続雨量150mm以上又は ●組合せ雨量 連続雨量で130mmに達した後、45mm/h以上の降雨</p>	<p>第5節 道路通行規制要領 西日本高速道路株式会社所管の高速道路等の通行規制基準</p> <p>舞鶴若狭自動車道 福知山～綾部 規制基準（降雨） 通行止</p> <p>●連続雨量150200mm以上又は ●組合せ雨量 連続雨量で130mmに達した後、45mm/h以上の降雨</p>	<p>付加車線事業完了後、暫定基準を設けていたが、災害等が発生しなかったため元の基準に戻すための修正</p> <p>【西日本高速道路】</p>																																																																																																												
421	<p>第4節 交通情報の収集及び提供 第2 府建設交通部の対策 道路・交通の災害情報等の伝達系統 京都府道路公社山陰近畿自動車事務所(0773-83-0074)</p>	<p>第4節 交通情報の収集及び提供 第2 府建設交通部の対策 道路・交通の災害情報等の伝達系統 京都府道路公社山陰近畿自動車事務所(0772-46-6550)</p>	<p>事務所移転に伴う修正</p> <p>【建設交通部】</p>																																																																																																												
442	<p>第22章 災害計画（府警察本部） 第1節 警察の警備計画 警備計画の連絡系統 （京都市内各署対策本部）</p> <table border="0"> <tr><td>川端警察署</td><td>7</td><td>7</td><td>1</td><td>-</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>上京</td><td>〃</td><td>4</td><td>6</td><td>5</td><td>-</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>東山</td><td>〃</td><td>5</td><td>2</td><td>5</td><td>-</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>中京</td><td>〃</td><td>8</td><td>2</td><td>3</td><td>-</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>下京</td><td>〃</td><td>3</td><td>5</td><td>2</td><td>-</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>下鴨</td><td>〃</td><td>7</td><td>0</td><td>3</td><td>-</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr> </table>	川端警察署	7	7	1	-	0	1	1	0	上京	〃	4	6	5	-	0	1	1	0	東山	〃	5	2	5	-	0	1	1	0	中京	〃	8	2	3	-	0	1	1	0	下京	〃	3	5	2	-	0	1	1	0	下鴨	〃	7	0	3	-	0	1	1	0	<p>第22章 災害計画（府警察本部） 第1節 警察の警備計画 警備計画の連絡系統 （京都市内各署対策本部）</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <table border="0"> <tr><td>上京警察署</td><td>4</td><td>6</td><td>5</td><td>-</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>東山</td><td>〃</td><td>5</td><td>2</td><td>5</td><td>-</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>中京</td><td>〃</td><td>8</td><td>2</td><td>3</td><td>-</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>下京</td><td>〃</td><td>3</td><td>5</td><td>2</td><td>-</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>左京</td><td>〃</td><td>7</td><td>0</td><td>3</td><td>-</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr> </table>	上京警察署	4	6	5	-	0	1	1	0	東山	〃	5	2	5	-	0	1	1	0	中京	〃	8	2	3	-	0	1	1	0	下京	〃	3	5	2	-	0	1	1	0	左京	〃	7	0	3	-	0	1	1	0	<p>警察署の再編（令和8年3月16日付）に伴う修正</p> <p>【京都府警】</p>
川端警察署	7	7	1	-	0	1	1	0																																																																																																							
上京	〃	4	6	5	-	0	1	1	0																																																																																																						
東山	〃	5	2	5	-	0	1	1	0																																																																																																						
中京	〃	8	2	3	-	0	1	1	0																																																																																																						
下京	〃	3	5	2	-	0	1	1	0																																																																																																						
下鴨	〃	7	0	3	-	0	1	1	0																																																																																																						
上京警察署	4	6	5	-	0	1	1	0																																																																																																							
東山	〃	5	2	5	-	0	1	1	0																																																																																																						
中京	〃	8	2	3	-	0	1	1	0																																																																																																						
下京	〃	3	5	2	-	0	1	1	0																																																																																																						
左京	〃	7	0	3	-	0	1	1	0																																																																																																						
462	<p>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第5節 上下水道施設応急対策計画 第1 水道施設 1 被害状況の収集及び伝達 水道事業者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。</p>	<p>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第5節 上下水道施設応急対策計画 第1 水道施設 1 被害状況の収集及び伝達 水道事業者は、<u>自らが</u>災害対策本部等の設置 (削除) をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。</p>	<p>文言の修正</p> <p>【建設交通部】</p>																																																																																																												
463	<p>第2 下水道施設 下水道管理者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。</p>	<p>第2 下水道施設 下水道管理者は、<u>自らが</u>災害対策本部等の設置 (削除) をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。</p>	<p>文言の修正</p> <p>【建設交通部】</p>																																																																																																												

頁	現行	修正	修正理由
466	<p>第28章 農林関係応急対策計画 第2節 雪害及び寒干害対策 第2 林業対策 2 造林地 (1) できるだけ早い機会に山を巡視して、被害の状況は把握すること。</p>	<p>第28章 農林関係応急対策計画 第2節 雪害及び寒干害対策 第2 林業対策 2 造林地 (1) できるだけ早い機会に山を巡視して、被害の状況を把握すること。</p>	<p>文言の修正 【丹後広域振興局】</p>
493	<p>第31章 職員の派遣要請及び府職員の応援計画 第2節 第1 国に対する応援要請 1 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第1項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。 内閣総理大臣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣の要請及びあっ旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。 (1) 派遣を要請（あっ旋）する理由 (2) 派遣を要請（あっ旋）する職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項</p>	<p>第31章 職員の派遣要請及び府職員の応援計画 第2節 第1 国に対する応援要請 1 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第1項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。 内閣総理大臣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣の要請及びあっ旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。 (1) 派遣を要請（あっ旋）する理由 (2) 派遣を要請（あっ旋）する職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項 <u>なお、指定行政機関及び指定地方行政機関は、知事、市町村長からの応援の要請を待つ暇がないと認められるときは、当該要請を待たないで、応援をすることができる。</u></p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正 【危機管理部】</p>
494	<p>第31章 職員の派遣要請及び府職員の応援計画 第2節 応援要請等 第4 広域的応援体制 1 災害の規模が大きく、被害が甚大な場合に、関西広域連合による広域応援体制の整備を図る。 2 府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる警察災害派遣隊を編成し、広域応援体制の整備を図る。 3 人命の救助活動等をより効果的かつ充実するため編成し</p>	<p>第31章 職員の派遣要請及び府職員の応援計画 第2節 応援要請等 第4 広域的応援体制 1 災害の規模が大きく、被害が甚大な場合に、関西広域連合による広域応援体制の整備を図る。 2 府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる警察災害派遣隊を編成し、広域応援体制の整備を図る。 3 人命の救助活動等をより効果的かつ充実するため編成</p>	<p>府内市町村の相互応援体制の強化（京都府災害時市町村相互応援マニュアル策定）を踏まえた改定 【危機管理部】</p>

	た緊急消防援助隊による広域応援体制の整備を図る。 4 市町村等は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言する。	した緊急消防援助隊による広域応援体制の整備を図る。 4 市町村等は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。 <u>なお、市町村の相互応援については、「災害時における市町村相互応援に関する運用マニュアル」によるものとする。</u>	
頁	現行	修正	修正理由
501	第34章 京都府災害支援対策本部運用計画 第3節 災害支援対策本部体制 京都府災害支援対策本部組織図 総合政策環境部 万博・地域交流課	第34節 京都府災害支援対策本部運用計画 第3節 災害支援対策本部体制 京都府災害支援対策本部組織図 総合政策環境部 <u>(削除)</u>	組織改編に伴う修正 【総合政策環境部】
502	京都府災害支援対策本部事務分掌 総合政策環境部 万博・地域交流課 1 部内他課の応援に関すること	京都府災害支援対策本部事務分掌 総合政策環境部 <u>(削除)</u>	組織改編に伴う修正 【総合政策環境部】
502	京都府災害支援対策本部事務分掌 1 京都デジタル <u>疎水</u> ネットワークの機能確保に関すること。	京都府災害支援対策本部事務分掌 1 京都デジタル <u>疎水</u> ネットワークの機能確保に関すること。	文言の修正 【総合政策環境部】
515	第39章 応援受援計画 第2節 受援計画 第1 計画の方針 京都府内での災害時に、京都府が他の都道府県から応援を受ける場合に必要事項を定める。 なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、 <u>府内の防災相互応援体制が整備されるよう防災相互応援協定の締結促進</u> 、京都府災害時応援職員登録制度及び応急対策職員派遣制度（総務省）による応援体制を構築する。また、本計画は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより、実効性を確保する。	第39章 応援受援計画 第2節 受援計画 第1 計画の方針 京都府内での災害時に、京都府が他の都道府県から応援を受ける場合に必要事項を定める。 なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、 <u>(削除)</u> 京都府災害時応援職員登録制度及び応急対策職員派遣制度（総務省）による応援体制を構築する。また、本計画は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより、実効性を確保する。	文言の修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由
515	<p>第39章 応援受援計画 第2節 受援計画 第1 計画の方針 京都府内での災害時に、京都府が他の都道府県から応援を受ける場合に必要な事項を定める。 なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、<u>府内の防災相互応援体制が整備されるよう</u><u>防災相互応援協定の締結促進、京都府災害時応援職員登録制度及び応急対策職員派遣制度（総務省）による応援体制を構築する。</u>また、本計画は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより、実効性を確保する。</p>	<p>第39章 応援受援計画 第2節 受援計画 第1 計画の方針 京都府内での災害時に、京都府が他の都道府県から応援を受ける場合に必要な事項を定める。 なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、<u>（削除）</u>京都府災害時応援職員登録制度及び応急対策職員派遣制度（総務省）による応援体制を構築する。また、本計画は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより、実効性を確保する。</p>	<p>文言の修正 【危機管理部】</p>
	<p>第4編 災害復旧・復興計画</p>	<p>第4編 災害復旧・復興計画</p>	
518	<p>第1章 生活確保対策計画 第1節 計画の方針 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに<u>適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>第1章 生活確保対策計画 第1節 計画の方針 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに<u>適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、府及び市町村は、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況における課題を個別の相談等を通じて把握し、必要に応じて、庁内の関係部局や社会福祉協議会、土業団体、NPO等の専門的な能力を有する関係者と連携し、課題の解消に向けた支援を継続的に行う災害ケースマネジメントを実施するため、平時から体制の構築に努め、災害時に見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>災害ケースマネジメントについて追記 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
518	<p>第1章 生活確保対策計画 第3節 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画 第2 内容 3 減免 知事は、災害の実情に応じて個人事業税、不動産取得税、<u>自動車税（環境性能割）</u>及び自動車税<u>（種別割）</u>の減免措置を講ずるものとする。 （京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、第63条の14、第69条）</p>	<p>第1章 生活確保対策計画 第3節 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画 第2 内容 3 減免 知事は、災害の実情に応じて個人事業税、不動産取得税<u>（削除）</u>及び自動車税<u>（削除）</u>の減免措置を講ずるものとする。 （京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、<u>（削除）</u>第69条）</p>	<p>地方税法の改正に伴う修正（R8.4.1施行見込） 府税条例の改正に伴う修正（R8.4.1施行見込） 【税務課】</p>
530	<p>第3章 農林水産業施設復旧計画 第2節 計画の内容 第2 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 2 補助率 (2) 通年災害 イ 林道 その年を含む過去3箇年の合計事業費が1m当たり1,100円を超え、かつその年の事業費が1m当たり500円<u>以上となる場合は、前項イと比較して有利な方を適用する。</u></p>	<p>第3章 農林水産業施設復旧計画 第2節 計画の内容 第2 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 2 補助率 (2) 通年災害 イ 林道 その年を含む過去3箇年の合計事業費が1m当たり1,100円を超え、かつその年の事業費が1m当たり500円<u>を超え</u>る場合は、前項イと比較して有利な方を適用する。</p>	<p>文言の修正 【農林水産部】</p>
540	<p>第8章 文教復旧計画 第3節 教育活動の再開 第1 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。また、学校等が避難所となった場合においては、市町村等の災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。</p>	<p>第8章 文教復旧計画 第3節 教育活動の再開 第1 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。また、学校等が避難所となった場合においては、市町村等の災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。 <u>府は災害時学校支援チーム（D-EST京都）の派遣や、国や被災地外の地方公共団体等と連携した「被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）」の活用により、教育活動の早期再開を支援する。</u></p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正 【教育庁】 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
545	<p>第12章 災害復興対策計画 第1節 計画の方針 第1 基本方針</p> <p>大規模な災害からの被災地の復興については、府民の意向を尊重し、府及び市町村が主体的に取り組み、国がそれらを支援する等適切な役割分担の下、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、被災者の生活の再建、経済の復興等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。</p>	<p>第12章 災害復興対策計画 第1節 計画の方針 第1 基本方針</p> <p>大規模な災害からの被災地の復興については、府民の意向を尊重し、府及び市町村が主体的に取り組み、国がそれらを支援する等適切な役割分担の下、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、被災者の生活の再建、経済の復興等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとし、<u>事前復興まちづくり計画の策定など、復興事前準備に努める。</u></p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正 【危機管理部】</p>

様式

区分	一般 ・ 震災 ・ 原子力 ・ 事故 ・ 資料
----	--------------------------------

頁	現行	修正	修正理由
	第1編 総則	第1編 総則	
7	第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3節 指定地方行政機関 (新設)	第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3節 指定地方行政機関 <u>18 近畿管区行政評価局(京都行政監視行政相談センター)</u> <u>(1) 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>(2) 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>(3) 特別行政相談所の開設</u>	指定地方行政機関の指定に伴う追記 【京都行政監視行政相談センター】
8	第5節 指定公共機関 1 西日本電信電話株式会社(京都支店) 6 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	第5節 指定公共機関 1 <u>NTT西日本株式会社</u> (京都支店) 6 <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> <u>※社名変更については以降同様に修正</u>	社名変更(R7年7月1日)による修正 【NTT西日本】
14	第3章 京都府の地勢の概要 第2節 地形、地質及び地盤 第1 地形 4 河川 南部地域の主要な河川は(中略)したがって支川は天井川を形成しているものが多い。 北部地域での代表河川は由良川である。この河川は三国岳に源を發し、丹波高地を西流して福知山市に達する。	第3章 京都府の地勢の概要 第2節 地形、地質及び地盤 第1 地形 4 河川 南部地域の主要な河川は(中略)したがって支川は天井川を形成しているものが多い。 北部地域での代表河川は由良川である。この河川は <u>杉尾坂</u> に源を發し、丹波高地を西流して福知山市に達する。	由良川上流圏域・下流圏域河川整備計画の変更に伴う修正 【建設交通部】
	第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画	
56	第1章 建築物・公共施設等安全確保計画 第2節 建築物の震災対策計画 第1 計画の方針 建築物の震災対策として(中略)徹底する。 また、現行耐震基準に適合しない既存建築物(以下「既存耐震不適格建築物」という。)の用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、平成29年2月に策定した京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、進行管理を行う。	第1章 建築物・公共施設等安全確保計画 第2節 建築物の震災対策計画 第1 計画の方針 建築物の震災対策として(中略)徹底する。 また、現行耐震基準に適合しない既存建築物(以下「既存耐震不適格建築物」という。)の用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、 <u>京都府建築物耐震改修促進計画</u> に基づき、進行管理を行う。	計画の新規策定等により策定年度が変わるため記述を修正 【建設交通部】

頁	現行	修正	修正理由																																								
63	<p>第4節 上下水道施設防災計画 第1 水道施設防災計画 1 計画の方針</p> <p>水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業等」という。）は、施設点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる</p>	<p>第4節 上下水道施設防災計画 第1 水道施設防災計画 1 計画の方針</p> <p>水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業等」という。）は、施設点検・調査や最優先復旧箇所の事前選定等を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる。</p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正【建設交通部】</p>																																								
63	<p>第2 下水道施設防災計画 1 計画の方針</p> <p>流域下水道管理者及び公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）は、施設の点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進める。</p>	<p>第2 下水道施設防災計画 1 計画の方針</p> <p>流域下水道管理者及び公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）は、施設の点検・調査や最優先復旧箇所の事前選定等を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進める。</p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正【建設交通部】</p>																																								
67	<p>第6節 都市公園施設防災計画 第1 現況</p> <p>府立都市公園は、現在12箇所、<u>425.7ha</u>ある。都市公園は、災害時に避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。</p> <p>京都府立都市公園（令和5年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>所在地</th> <th>供用面積 (ha)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宇治公園</td> <td>宇治市</td> <td style="text-align: center;">1.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>425.7</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	所在地	供用面積 (ha)	備考			⋮		宇治公園	宇治市	1.6				⋮		合計		<u>425.7</u>		<p>第6節 都市公園施設防災計画 第1 現況</p> <p>府立都市公園は、現在12箇所、<u>425.6ha</u>ある。都市公園は、災害時に避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。</p> <p>京都府立都市公園（令和7年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>所在地</th> <th>供用面積 (ha)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宇治公園</td> <td>宇治市</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>425.6</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	所在地	供用面積 (ha)	備考			⋮		宇治公園	宇治市	1.5				⋮		合計		<u>425.6</u>		<p>令和7年3月18日付け京都府立宇治公園の区域を定めた告示の一部改正に伴う修正【建設交通部】</p>
都市公園名	所在地	供用面積 (ha)	備考																																								
		⋮																																									
宇治公園	宇治市	1.6																																									
		⋮																																									
合計		<u>425.7</u>																																									
都市公園名	所在地	供用面積 (ha)	備考																																								
		⋮																																									
宇治公園	宇治市	1.5																																									
		⋮																																									
合計		<u>425.6</u>																																									

頁	現行	修正	修正理由																																																																						
77	<p>第9節 道路の現況 第1 現況 表2.1.3 府管理道路状況一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">道路種別</th> <th colspan="2">道路現況</th> <th colspan="3">危険箇所(平成8,9年度点検結果)</th> </tr> <tr> <th>管理延長(km) (令和4.4.1)</th> <th>橋梁箇所数 (令和4.4.1)</th> <th>崩土等</th> <th>なだれ</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>433.3</td> <td>462</td> <td>109</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>882.9</td> <td>886</td> <td>284</td> <td>2</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>一般府道</td> <td>824.9</td> <td>802</td> <td>241</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2141.1</td> <td>2150</td> <td>634</td> <td>3</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	道路現況		危険箇所(平成8,9年度点検結果)			管理延長(km) (令和4.4.1)	橋梁箇所数 (令和4.4.1)	崩土等	なだれ	その他	一般国道	433.3	462	109	1	15	主要地方道	882.9	886	284	2	16	一般府道	824.9	802	241	0	20	計	2141.1	2150	634	3	51	<p>第9節 道路の現況 第1 現況 表2.1.3 府管理道路状況一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">道路種別</th> <th colspan="2">道路現況</th> <th colspan="3">危険箇所(平成8,9年度点検結果)</th> </tr> <tr> <th>管理延長(km) (令和7.4.1)</th> <th>橋梁箇所数 (令和7.4.1)</th> <th>崩土等</th> <th>なだれ</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>419.3</td> <td>453</td> <td>109</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>888.2</td> <td>888</td> <td>284</td> <td>2</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>一般府道</td> <td>871.0</td> <td>772</td> <td>241</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2178.5</td> <td>2113</td> <td>634</td> <td>3</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	道路現況		危険箇所(平成8,9年度点検結果)			管理延長(km) (令和7.4.1)	橋梁箇所数 (令和7.4.1)	崩土等	なだれ	その他	一般国道	419.3	453	109	1	15	主要地方道	888.2	888	284	2	16	一般府道	871.0	772	241	0	20	計	2178.5	2113	634	3	51	<p>時点更新に伴う修正 【建設交通部】</p>
道路種別	道路現況		危険箇所(平成8,9年度点検結果)																																																																						
	管理延長(km) (令和4.4.1)	橋梁箇所数 (令和4.4.1)	崩土等	なだれ	その他																																																																				
一般国道	433.3	462	109	1	15																																																																				
主要地方道	882.9	886	284	2	16																																																																				
一般府道	824.9	802	241	0	20																																																																				
計	2141.1	2150	634	3	51																																																																				
道路種別	道路現況		危険箇所(平成8,9年度点検結果)																																																																						
	管理延長(km) (令和7.4.1)	橋梁箇所数 (令和7.4.1)	崩土等	なだれ	その他																																																																				
一般国道	419.3	453	109	1	15																																																																				
主要地方道	888.2	888	284	2	16																																																																				
一般府道	871.0	772	241	0	20																																																																				
計	2178.5	2113	634	3	51																																																																				
78	<p>第10節 河川・海岸施設防災計画 第2 海岸施設防災計画 1 現況 京都府内の海岸は日本海にのみ存在し、その総延長は315.2kmであり、このうち109.0kmを海岸保全区域に指定しており、その所管別延長は、表2.1.4のとおりである。 表2.1.4 保全区域所管別 海岸諸元</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保全区域所轄別</th> <th>海岸延長(km)</th> <th>指定区域(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省港湾局</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省水管理・国土保</td> <td>131.1</td> <td>69.2</td> </tr> <tr> <td>全局</td> <td>101.3</td> <td>16.4</td> </tr> <tr> <td>農林水産省農村振興局</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>水産庁</td> <td>81.5</td> <td>22.1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>315.2</td> <td>109.0</td> </tr> </tbody> </table>	保全区域所轄別	海岸延長(km)	指定区域(km)	国土交通省港湾局			国土交通省水管理・国土保	131.1	69.2	全局	101.3	16.4	農林水産省農村振興局	1.3	1.3	水産庁	81.5	22.1	計	315.2	109.0	<p>第10節 河川・海岸施設防災計画 第2 海岸施設防災計画 1 現況 京都府内の海岸は日本海にのみ存在し、その総延長は316.9kmであり、このうち109.0kmを海岸保全区域に指定しており、その所管別延長は、表2.1.4のとおりである。 表2.1.4 保全区域所管別 海岸諸元</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保全区域所轄別</th> <th>海岸延長(km)</th> <th>指定区域(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省港湾局</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省水管理・国土保</td> <td>132.9</td> <td>69.2</td> </tr> <tr> <td>全局</td> <td>101.3</td> <td>16.4</td> </tr> <tr> <td>農林水産省農村振興局</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>水産庁</td> <td>81.4</td> <td>22.1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>316.9</td> <td>109.0</td> </tr> </tbody> </table>	保全区域所轄別	海岸延長(km)	指定区域(km)	国土交通省港湾局			国土交通省水管理・国土保	132.9	69.2	全局	101.3	16.4	農林水産省農村振興局	1.3	1.3	水産庁	81.4	22.1	計	316.9	109.0	<p>海岸線の延長精査により修正 【建設交通部】</p>																												
保全区域所轄別	海岸延長(km)	指定区域(km)																																																																							
国土交通省港湾局																																																																									
国土交通省水管理・国土保	131.1	69.2																																																																							
全局	101.3	16.4																																																																							
農林水産省農村振興局	1.3	1.3																																																																							
水産庁	81.5	22.1																																																																							
計	315.2	109.0																																																																							
保全区域所轄別	海岸延長(km)	指定区域(km)																																																																							
国土交通省港湾局																																																																									
国土交通省水管理・国土保	132.9	69.2																																																																							
全局	101.3	16.4																																																																							
農林水産省農村振興局	1.3	1.3																																																																							
水産庁	81.4	22.1																																																																							
計	316.9	109.0																																																																							
79	<p>第11節 砂防及び治山施設防災計画 第1 砂防施設防災計画 1 現況 府内には土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された溪流（溪流勾配15°以上）が6,732溪流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）ある。 また、砂防指定地は、府内に面的な指定が54の告示、溪流の指定が1,077溪流あり（令和7年3月1日現在）、適切な管理に努めている。</p>	<p>第11節 砂防及び治山施設防災計画 第1 砂防施設防災計画 1 現況 府内には土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された溪流（溪流勾配15°以上）が6,867溪流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）ある。 また、砂防指定地は、府内に面的な指定が54の告示、溪流の指定が1,079溪流あり（令和8年2月1日現在）、適切な管理に努めている。</p>	<p>時点更新に伴う修正【建設交通部】</p>																																																																						

頁	現行	修正	修正理由
80	第3 山地災害危険地区の周知等 3 地域住民への周知 【山地災害危険地区の表】（令和6年3月現在） 山腹崩壊 2,776箇所 地すべり 26箇所 崩落土砂流出 2,270箇所	第3 山地災害危険地区の周知等 3 地域住民への周知 【山地災害危険地区の表】（令和7年12月現在） 山腹崩壊 2,775箇所 地すべり 26箇所 崩落土砂流出 2,293箇所	時点更新に伴う修正 【農林水産部】
81	第3 山地災害危険地区の周知等 表2.1.5.1 土砂災害警戒区域等一覧表（令和5年4月1日現在）	第3 山地災害危険地区の周知等 表2.1.5.1 土砂災害警戒区域等一覧表（令和7年12月31日現在）	時点更新に伴う修正【農林水産部】
82	表2.1.5.2 土砂災害警戒区域等指定状況（R7.2.28）	表2.1.5.2 土砂災害警戒区域等指定状況（R8.1.31）	時点更新に伴う修正 【建設交通部】
83	第12節 地すべり・急傾斜防災計画 第2 急傾斜防災計画 1 現況 傾斜度30°以上かつ、がけの高さ5m以上の急傾斜地で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が10,434箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）ある（表2.1.5.2参照）。このうち344箇所を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。（表2.1.7参照）	第12節 地すべり・急傾斜防災計画 第2 急傾斜防災計画 1 現況 傾斜度30°以上かつ、がけの高さ5m以上の急傾斜地で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が10,515箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）ある（表2.1.5.2参照）。このうち345箇所を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。（表2.1.7参照）	時点更新及びR7年指定区域の追加に伴う修正 【建設交通部】
85	表2.1.6 地滑り防止区域一覧表 令和7年4月1日現在	表2.1.6 地滑り防止区域一覧表 令和8年2月1日現在	時点更新に伴う修正 【建設交通部】
86	表2.1.7 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表 令和7年3月1日現在	表2.1.7 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表 令和8年3月1日現在	時点更新に伴う修正 【建設交通部】

頁	現行	修正	修正理由
92	<p>14節 ダム等防災計画 第3 計画の内容 2 農業用ため池 (2) 地震時における緊急連絡体制の確立と対策 市町村及びため池管理者は、地震時における緊急連絡体制を確立し、また、地震時には、ため池の被災（1次災害）や2次災害を最小限とするため、危険度の高いため池については、緊急安全点検を行うとともに、必要に応じ、緊急放流などの対策を講ずる。 なお、市町村及びため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、地震後の農業用ため池_緊急点検要領（平成9年3月25日構造改善局防災課長通知：一部改正令和5年3月31日農村振興局整備部防災課）に基づき、防災重点農業用ため池のみとする。</p>	<p>第14節 ダム等防災計画 第3 計画の内容 2 農業用ため池 (2) 地震時における緊急連絡体制の確立と対策 市町村及びため池管理者は、地震時における緊急連絡体制を確立し、また、地震時には、ため池の被災（1次災害）や2次災害を最小限とするため、危険度の高いため池については、緊急点検を行うとともに、必要に応じ、緊急放流などの対策を講ずる。 なお、市町村及びため池管理者に対して徹底する緊急点検は、地震後の農業用ため池等緊急点検要領（平成9年3月25日構造改善局防災課長通知：一部改正令和7年1月6日農村振興局整備部防災課）に基づき、防災重点農業用ため池のみとする。</p>	<p>国要領に合わせた修正 国要領の時点修正 【農林水産部】</p>
96	<p>図2.1.2(1) 「大野ダム」放流通報の連絡系統 宮津与謝消防組合 京都中部広域消防組合 西電力(株)再生エネルギー事業本部総合水力制御所</p>	<p>図2.1.2(1) 「大野ダム」放流通報の連絡系統 宮津与謝消防組合 消防本部 京都中部広域消防組合 消防本部 関西電力(株) (削除) 総合水力制御所</p>	<p>組織改正等による名称の修正</p>
99	<p>図2.1.2(4) 和知ダム放流通報の連絡系統 宮津与謝消防組合 京都中部広域消防組合 関西電力(株)再生エネルギー事業本部</p>	<p>図2.1.2(4) 和知ダム放流通報の連絡系統 宮津与謝消防組合 消防本部 京都中部広域消防組合 消防本部 関西電力(株) 総合水力制御所</p>	<p>組織改正等による名称の修正</p>
100	<p>図2.1.2(5) 布目ダム放流通報の連絡系統 関西電力(株)再生エネルギー事業本部総合水力制御所</p>	<p>図2.1.2(5) 布目ダム放流通報の連絡系統 関西電力(株) (削除) 総合水力制御所</p>	<p>組織改正等による名称の修正</p>
101	<p>図2.1.2(6) 日吉ダム放流通報の連絡系統 京都中部広域消防組合 関西電力(株)再生エネルギー事業本部総合水力制御所</p>	<p>図2.1.2(6) 日吉ダム放流通報の連絡系統 京都中部広域消防組合 消防本部 関西電力(株) (削除) 総合水力制御所</p>	<p>組織改正等による名称の修正</p>
109	<p>第2章 情報連絡通信網の整備計画（各機関） 第1節 情報連絡通信網の整備 第2 京都府衛星通信系防災情報システムの運用 また、被害情報の収集や防災情報の発信を強化するため、防災情報システムの改修を<u>図る</u>。</p>	<p>第2章 情報連絡通信網の整備計画（各機関） 第1節 情報連絡通信網の整備 第2 京都府衛星通信系防災情報システムの運用 また、被害情報の収集や防災情報の発信を強化するため、京都府総合防災情報システムの改修を<u>図るとともに、内閣府総合防災システム（SOBO-WEB）をはじめとする、関係機関のシステムとの連携を進め、研修、訓練等により関係職員の操作習熟に努める</u>。</p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由																																																																																															
109	<p>第3 市町村防災行政無線の整備促進</p> <p>的確かつ迅速な災害情報の収集伝達を行うためには、京都府衛星通信系防災情報システムと市町村防災行政無線の有機的な結合を図っていくことがより重要であり、市町村に対して早期に市町村防災行政無線の整備を促進するとともにデジタル化による最新の設備の整備を図る。</p>	<p>第3 市町村防災行政無線の整備促進</p> <p>的確かつ迅速な災害情報の収集伝達を行うためには、京都府衛星通信系防災情報システムと市町村防災行政無線の有機的な結合を図っていくことがより重要であり、市町村に対して早期に市町村防災行政無線の最新の設備への整備を促進する。</p>	<p>文言の修正 【危機管理部】</p>																																																																																															
110	<p>第5 早期被害情報収集システムの整備</p> <p>府内各所に設置されたライブカメラによる情報収集、ヘリコプター及び無人航空機が撮影した空撮映像の危機管理センターへの伝送、また、災害対策支部が撮影した被害状況の写真を携帯電話や防災行政無線により災害対策本部に伝送することにより、早期に災害現場の被害状況を把握し、迅速な防災対策を図る。</p>	<p>第5 映像情報システムの整備</p> <p>府内各所に設置されたライブカメラによる情報収集、ヘリコプター及び無人航空機が撮影した空撮映像の危機管理センターへの伝送、また、災害対策支部が撮影した被害状況の写真や映像を携帯電話や防災行政無線により災害対策本部に伝送し、関係機関にリアルタイムに共有することにより、早期に災害現場の被害状況を把握し、迅速な防災対策を図る。</p>	<p>文言の修正 【危機管理部】</p>																																																																																															
122	<p>第3章 地震情報及び津波警報等の伝達計画（各機関）</p> <p>第1節 地震情報及び津波警報等の伝達計画</p> <p style="text-align: center;">表2.3.2 京都地方でのラジオ受信周波数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>NHK京都</td><td></td><td></td><td>F/M</td><td>82.5MHz</td></tr> <tr><td>NHK京都-福知山</td><td>第1</td><td>1025kHz</td><td>第2</td><td>1359kHz</td></tr> <tr><td>NHK京都-舞鶴</td><td>第1</td><td>995kHz</td><td>第2</td><td>1002kHz</td></tr> <tr><td>NHK京都-宮津</td><td>第1</td><td>999kHz</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>NHK京都-嵯峨</td><td></td><td></td><td>F/M</td><td>84.5MHz</td></tr> <tr><td>NHK京都-丹波美山</td><td></td><td></td><td>F/M</td><td>83.5MHz</td></tr> <tr><td>NHK京都-嵯峨八景谷</td><td></td><td></td><td>F/M</td><td>81.9MHz</td></tr> <tr><td>NHK京都-京北</td><td></td><td></td><td>F/M</td><td>87.9MHz</td></tr> <tr><td>NHK大阪</td><td>第1</td><td>660kHz</td><td>第2</td><td>820kHz</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>F/M</td><td>88.1MHz</td></tr> </table>	NHK京都			F/M	82.5MHz	NHK京都-福知山	第1	1025kHz	第2	1359kHz	NHK京都-舞鶴	第1	995kHz	第2	1002kHz	NHK京都-宮津	第1	999kHz			NHK京都-嵯峨			F/M	84.5MHz	NHK京都-丹波美山			F/M	83.5MHz	NHK京都-嵯峨八景谷			F/M	81.9MHz	NHK京都-京北			F/M	87.9MHz	NHK大阪	第1	660kHz	第2	820kHz				F/M	88.1MHz	<p>第3章 地震情報及び津波警報等の伝達計画（各機関）</p> <p>第1節 地震情報及び津波警報等の伝達計画</p> <p style="text-align: center;">表2.3.2 京都地方でのラジオ受信周波数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>NHK京都</td><td></td><td></td><td>F/M</td><td>82.5MHz</td></tr> <tr><td>NHK京都-福知山</td><td></td><td>AM 1025kHz</td><td>F/M</td><td>84.5MHz</td></tr> <tr><td>NHK京都-舞鶴</td><td></td><td>AM 995kHz</td><td>F/M</td><td>84.5MHz</td></tr> <tr><td>NHK京都-宮津</td><td></td><td>AM 999kHz</td><td>F/M</td><td>86.1MHz</td></tr> <tr><td>NHK京都-嵯峨</td><td></td><td></td><td>F/M</td><td>83.5MHz</td></tr> <tr><td>NHK京都-丹波美山</td><td></td><td></td><td>F/M</td><td>83.5MHz</td></tr> <tr><td>NHK京都-嵯峨八景谷</td><td></td><td></td><td>F/M</td><td>81.9MHz</td></tr> <tr><td>NHK京都-京北</td><td></td><td></td><td>F/M</td><td>87.9MHz</td></tr> <tr><td>NHK大阪</td><td></td><td>AM 660kHz</td><td>F/M</td><td>88.1MHz</td></tr> </table>	NHK京都			F/M	82.5MHz	NHK京都-福知山		AM 1025kHz	F/M	84.5MHz	NHK京都-舞鶴		AM 995kHz	F/M	84.5MHz	NHK京都-宮津		AM 999kHz	F/M	86.1MHz	NHK京都-嵯峨			F/M	83.5MHz	NHK京都-丹波美山			F/M	83.5MHz	NHK京都-嵯峨八景谷			F/M	81.9MHz	NHK京都-京北			F/M	87.9MHz	NHK大阪		AM 660kHz	F/M	88.1MHz	<p>ラジオ第2放送の停波 (R8.3.31)及びラジオ第1の名称変更に伴う修正 【NHK】</p>
NHK京都			F/M	82.5MHz																																																																																														
NHK京都-福知山	第1	1025kHz	第2	1359kHz																																																																																														
NHK京都-舞鶴	第1	995kHz	第2	1002kHz																																																																																														
NHK京都-宮津	第1	999kHz																																																																																																
NHK京都-嵯峨			F/M	84.5MHz																																																																																														
NHK京都-丹波美山			F/M	83.5MHz																																																																																														
NHK京都-嵯峨八景谷			F/M	81.9MHz																																																																																														
NHK京都-京北			F/M	87.9MHz																																																																																														
NHK大阪	第1	660kHz	第2	820kHz																																																																																														
			F/M	88.1MHz																																																																																														
NHK京都			F/M	82.5MHz																																																																																														
NHK京都-福知山		AM 1025kHz	F/M	84.5MHz																																																																																														
NHK京都-舞鶴		AM 995kHz	F/M	84.5MHz																																																																																														
NHK京都-宮津		AM 999kHz	F/M	86.1MHz																																																																																														
NHK京都-嵯峨			F/M	83.5MHz																																																																																														
NHK京都-丹波美山			F/M	83.5MHz																																																																																														
NHK京都-嵯峨八景谷			F/M	81.9MHz																																																																																														
NHK京都-京北			F/M	87.9MHz																																																																																														
NHK大阪		AM 660kHz	F/M	88.1MHz																																																																																														
128	<p>図2.3.3 津波警報、大津波警報及び津波注意報の連絡系統 宮津与謝消防組合____本部</p>	<p>図2.3.3 津波警報、大津波警報及び津波注意報の連絡系統 宮津与謝消防組合消防本部</p>	<p>文言の修正【宮津与謝消防組合消防本部】</p>																																																																																															
131	<p>第4節 市町村地域防災計画で定める事項 別紙様式 緊急警報放送の放送要請について 平成 年 月 日</p>	<p>第4節 市町村地域防災計画で定める事項 別紙様式 緊急警報放送の放送要請について 令和 年 月 日</p>	<p>年号の修正</p>																																																																																															
133	<p>別紙様式 緊急警報放送の放送要請について 平成 年 月 日</p>	<p>別紙様式 緊急警報放送の放送要請について 令和 年 月 日</p>	<p>年号の修正</p>																																																																																															

頁	現行	修正	修正理由
140	<p>第5章 火災防止に関する計画 第3節 火災拡大防止計画 市町村相互応援協定締結状況一覧 (令和4年4月1日) 番号9 協定名称：京都中部広域消防組合・福知山市 消防相互応援協定 協定の内容：その他</p>	<p>第5章 火災防止に関する計画 第3節 火災拡大防止計画 市町村相互応援協定締結状況一覧 (令和8年4月1日) 番号9 協定名称：京都中部広域消防組合・福知山市 消防相互応援協定 協定の内容：その他 <u>○</u></p>	<p>時点更新に伴う修正【京都中部広域消防組合消防本部】</p>
171	<p>第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第2節 計画の内容 第6 外国人の安全確保 1 府及び市町村は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布など多言語による防災知識の普及に努める。 2 府及び市町村は、広域避難場所や避難路標識、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。 3 市町村は、災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや救助体制の整備を推進する。 4 府、市町村及び防災関係機関は、防災訓練への<u>外国人住民</u>の参加を促進する。 5 外国人雇用者の多い企業・事業所などにおいては、これらの者に対する防災指導等を促進する。 6 府及び市町村は、震災時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。 7 府は、駐日外国公館等との連携体制の構築に努める。</p>	<p>第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第2節 計画の内容 第6 外国人の安全確保 1 府及び市町村は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布など多言語による防災知識の普及に努める。 2 府及び市町村は、広域避難場所や避難路標識、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。 3 市町村は、災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや救助体制の整備を推進する。 4 府、市町村及び防災関係機関は、防災訓練や<u>研修会等</u>への<u>外国人</u>の参加を促進する。 5 外国人雇用者の多い企業・事業所などにおいては、これらの者に対する防災指導等を促進する。 6 府及び市町村は、震災時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。 <u>また、被災後のきめ細やかな支援を行うため、外国人の防災人材の育成に努めるものとする。</u> 7 府は、駐日外国公館等との連携体制の構築に努める。</p>	<p>第13回多様な視点での防災対策意見交換会での意見による修正【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
172	<p>第28章 廃棄物処理に係る防災体制の整備 第2節 廃棄物処理に係る防災計画 第2 市町村の施策 (2) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。 (3) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄等を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を確保すること。</p>	<p>第28章 廃棄物処理に係る防災体制の整備 第2節 廃棄物処理に係る防災計画 第2 市町村の施策 (2) 仮設トイレや簡易トイレ、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行い、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備するとともにし尿処理体制を確保すること。 (3) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄等を行うとともに、収集車両（し尿収集運搬車両等を含む）や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を確保すること。</p>	<p>表現の修正 【総合政策環境部】</p>
173	<p>第12章 文化財災害予防計画 第1 建造物 国指定建造物は府内に733棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている688棟のうち、未設置のものは13棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。 一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,212棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の325棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。</p>	<p>第12章 文化財災害予防計画 第1 建造物 国指定建造物は府内に764棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている719棟のうち、未設置のものは13棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。 一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,209棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の329棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。</p>	<p>時点更新に伴う修正 【教育庁】</p>
173	<p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） 府内における国指定文化財の所有者は409社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別的指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。 なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在592所有者、965件（国有・公有は除く。）を数えるが、この</p>	<p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） 府内における国指定文化財の所有者は410社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別的指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。 なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在605所有者、2,262件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に</p>	<p>時点更新に伴う修正 【教育庁】</p>

	うち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが201件（一部寄託6件を含む。）、これ以外の764件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは56件ある。残る708件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。	寄託となっているものが209件（一部寄託6件を含む。）、これ以外の2,053件のうち、防災施設が整っている建物に所在するのは61件ある。残る1,991件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。	
頁	現行	修正	修正理由
175	第7 補助金及び融資 1 補助金 府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定・登録・暫定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定 登録文化財等補助金」	第7 補助金及び融資 1 補助金 府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定・登録・暫定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定・登録文化財等補助金」	文言の修正 【教育庁】
178	第14章 府民の防災活動の促進 第1節 防災知識と地震時の心得の普及 第2 防災リーダーの養成 1 <u>地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、その組織に対応した講座を実施する。</u>	第14章 府民の防災活動の促進 第1節 防災知識と地震時の心得の普及 第2 防災人材の養成 1 <u>地域防災のリーダーとしての役割が期待される防災士や、災害時に避難所運営・避難生活支援に取り組むサポーター等を養成する。</u>	防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正 【危機管理部】
178	第3 一般住民に対する防災知識の普及 1 普及方法 (1) 社会教育等を通じての普及 ア 社会教育施設における学級・講座等を通じての普及 イ PTA、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及	第3 一般住民に対する防災知識の普及 1 普及方法 (1) 社会教育等を通じての普及 ア 社会教育施設における（削除）講座等を通じての普及 イ PTA、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及	文言・字句の修正【教育庁】
180	第2節 自主防災組織の整備と指導 第2 計画の内容 自主防災組織の内容 自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるよう努めるものとする。 なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、 <u>自主防災リーダーについて多様な人材を確保するよう努めるものとする</u>	第2節 自主防災組織の整備と指導 第2 計画の内容 自主防災組織の内容 自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるよう努めるものとする。 なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、（削除）多様な人材を確保するよう努めるものとする	文言の修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由																																				
186	<p>第16章 ボランティアの登録・支援等計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 NPO・ボランティアとの連携</p> <p>1 府及び市町村は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携を図る。</p>	<p>第16章 ボランティアの登録・支援等計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 NPO・ボランティアとの連携</p> <p>1 府及び市町村は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携を図る。</p> <p><u>また、国において登録されている被災者援護協力団体との連携にも努める。</u></p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正</p> <p>【危機管理部】</p>																																				
189	<p>第18章 広域応援体制の整備</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第3 府内の防災相互応援体制の整備</p> <p>2 京都府災害時応急対応業務マニュアル等の運用</p> <p>「京都府災害時応急対応業務マニュアル」及び「京都府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアル」により、府及び市町村の役割分担を明確にし、速やかな状況把握、協働を可能とすることによって、府による市町村への応援及び市町村の相互応援を円滑に行う応援受援体制を整備する。</p>	<p>第18章 広域応援体制の整備</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第3 府内の防災相互応援体制の整備</p> <p>2 京都府災害時応急対応業務マニュアル等の運用</p> <p>「京都府災害時応急対応業務マニュアル」及び「京都府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアル」により、府及び市町村の役割分担を明確にし、速やかな状況把握、協働を可能とすることによって、府による市町村への応援及び市町村の相互応援を円滑に行うための応援受援体制を整備する。</p> <p><u>なお、市町村の相互応援については、「災害時における市町村相互応援に関する運用マニュアル」によるものとする。</u></p>	<p>府内市町村の相互応援の取組に係る修正</p> <p>【危機管理部】</p>																																				
198	<p>第21章 広域防災活動拠点計画</p> <p>第4節 広域的な防災機能強化を図る道の駅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>道の駅</th> <th>所在地</th> <th>防災道の駅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部</td> <td>和</td> <td>船井郡京丹波町坂原モジリ11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>京丹波 味夢の里</td> <td>船井郡京丹波町曾根深シノ65-1</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	地域	道の駅	所在地	防災道の駅	中部	和	船井郡京丹波町坂原モジリ11		中部	京丹波 味夢の里	船井郡京丹波町曾根深シノ65-1	○	<p>第21章 広域防災活動拠点計画</p> <p>第4節 広域的な防災機能強化を図る道の駅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>道の駅</th> <th>所在地</th> <th>防災道の駅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部</td> <td>和</td> <td>船井郡京丹波町坂原モジリ11</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>中部</u></td> <td><u>瑞徳の里・さらびき</u></td> <td><u>船井郡京丹波町大朴休石10-1</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>京丹波 味夢の里</td> <td>船井郡京丹波町曾根深シノ65-1</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td><u>中部</u></td> <td><u>丹波マーケス</u></td> <td><u>船井郡京丹波町須知色紙田3番地5</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>南部</u></td> <td><u>お茶の京都 みなみやましろ村</u></td> <td><u>相楽郡南山城村大字北大河原小字殿田102番地</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域	道の駅	所在地	防災道の駅	中部	和	船井郡京丹波町坂原モジリ11		<u>中部</u>	<u>瑞徳の里・さらびき</u>	<u>船井郡京丹波町大朴休石10-1</u>		中部	京丹波 味夢の里	船井郡京丹波町曾根深シノ65-1	○	<u>中部</u>	<u>丹波マーケス</u>	<u>船井郡京丹波町須知色紙田3番地5</u>		<u>南部</u>	<u>お茶の京都 みなみやましろ村</u>	<u>相楽郡南山城村大字北大河原小字殿田102番地</u>		<p>広域的な防災機能強化を図る道の駅の追加</p> <p>【危機管理部】</p> <p>【建設交通部】</p>
地域	道の駅	所在地	防災道の駅																																				
中部	和	船井郡京丹波町坂原モジリ11																																					
中部	京丹波 味夢の里	船井郡京丹波町曾根深シノ65-1	○																																				
地域	道の駅	所在地	防災道の駅																																				
中部	和	船井郡京丹波町坂原モジリ11																																					
<u>中部</u>	<u>瑞徳の里・さらびき</u>	<u>船井郡京丹波町大朴休石10-1</u>																																					
中部	京丹波 味夢の里	船井郡京丹波町曾根深シノ65-1	○																																				
<u>中部</u>	<u>丹波マーケス</u>	<u>船井郡京丹波町須知色紙田3番地5</u>																																					
<u>南部</u>	<u>お茶の京都 みなみやましろ村</u>	<u>相楽郡南山城村大字北大河原小字殿田102番地</u>																																					

頁	現行	修正	修正理由
	第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画	
202	第1章 災害応急対策の活動体制（各機関） 第2節 防災関係機関の初動体制 （計画・規定等） ○ 京都放送局 <u>災害対策動員体制</u>	第1章 災害応急対策の活動体制（各機関） 第2節 防災関係機関の初動体制 （計画・規定等） ○ 京都放送局 <u>非常災害対策ハンドブック</u>	規定の変更に伴う修正【NHK】
205	第3節 府の活動体制（各機関） 第4 保健医療福祉調整本部等運用計画 1 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の設置趣旨 災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）・同調整地域本部（以下「調整地域本部という」）を設置する。 ※ 保健医療福祉活動チームとは、災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）、災害支援ナース等を指す。 第3 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の構成 1 保健医療福祉調整本部長は、健康福祉部長とする	第3節 府の活動体制（各機関） 第4節 保健医療福祉調整本部等運用計画 1 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の設置趣旨 災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、 <u>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）</u> 、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）・同調整地域本部（以下「調整地域本部」という。）を設置する。 <u>また、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識を醸成する。</u> ※ 保健医療福祉活動チームとは、災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、 <u>日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）</u> 、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、 <u>日本災害歯科支援チーム（JDAT）</u> 、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害リハビリテーション支援協会チーム（JRAT）、災害支援ナース等を指す。 第3 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の構成 1 保健医療福祉調整本部長は、健康福祉部長と <u>し、本部長を補佐するため統括DHEATを配置する。</u>	防災基本計画修正（令和7年7月）及び国通知に基づく修正 【危機管理部】 【健康福祉部】
207	図3.1.1 京都府災害対策本部組織図 総合政策環境部 <u>万博・地域交流班</u>	図3.1.1 京都府災害対策本部組織図 総合政策環境部 <u>（削除）</u>	組織改編による修正 【総合政策環境部】

頁	現行	修正	修正理由
209	表3.1.2 災害対策本部の事務分掌 総合政策環境部 万博・地域交流班 万博・地域交流課長 1 部内他班の応援に関すること	表3.1.2 災害対策本部の事務分掌 総合政策環境部 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	組織改編による修正 【総合政策環境部】
209	表3.1.2 災害対策本部の事務分掌 総合政策環境部 情報政策・デジタル政策推進班 1 京都デジタル疎水ネットワークの機能確保に関すること。	表3.1.2 災害対策本部の事務分掌 総合政策環境部 情報政策・デジタル政策推進班 1 京都デジタル <u>疎水</u> ネットワークの機能確保に関すること。	誤記の修正 【総合政策環境部】
219	第7節 広域応援協力計画 第1 国に対する応援要請 1 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第1項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。(参考資料：資料編3-5) 内閣総理大臣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣の要請及びあっ旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。 (1) 派遣を要請(あっ旋)する理由 (2) 派遣を要請(あっ旋)する職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項	第7節 広域応援協力計画 第1 国に対する応援要請 1 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第1項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。(参考資料：資料編3-5) 内閣総理大臣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣の要請及びあっ旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。 (1) 派遣を要請(あっ旋)する理由 (2) 派遣を要請(あっ旋)する職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項 <u>なお、指定行政機関及び指定地方行政機関は、知事、市町村長からの応援の要請を待つ暇がないと認められるときは、当該要請を待たないで、応援をすることができる。</u>	防災基本計画修正(令和7年7月)に伴う修正 【危機管理部】
221	第5 広域的応援体制 5 市町村等は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言する。	第5 広域的応援体制 5 市町村等は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。 <u>なお、市町村の相互応援については、「災害時における市町村相互応援に関する運用マニュアル」によるものとする。</u>	府内市町村の相互応援の取組に係る修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由
225	<p>第2章 通信情報連絡活動計画</p> <p>第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>府、市町村及び防災関係機関は、地震災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害に関する情報、被害状況の収集、伝達及び報告に努める。</p>	<p>第2章 通信情報連絡活動計画</p> <p>第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>府、市町村及び防災関係機関は、地震災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害に関する情報、被害状況の収集、伝達及び報告に努める。</p> <p><u>また、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努める。</u></p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正</p> <p>【危機管理部】</p>
226	<p>第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達</p> <p>被災市町村長からの災害情報等の伝達系統</p> <p>南山城村 総務課</p>	<p>第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達</p> <p>被災市町村長からの災害情報等の伝達系統</p> <p>南山城村 <u>総務財政課</u></p>	<p>文言の修正</p> <p>【山城広域振興局】</p>
228	<p>第3 責務</p> <p>1 市町村</p> <p>(3) 報告の方法</p> <p>ウ <u>西日本旅客鉄道株式会社の通信設備等の利用</u></p> <p>警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話が途絶した場合は最寄りのJR駅、警察署及び消防署の通信設備を利用する。</p> <p>エ 通信途絶時における措置</p> <p>公衆電気電信、JR通信及び防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。</p>	<p>第3 責務</p> <p>1 市町村</p> <p>(3) 報告の方法</p> <p>ウ <u>関係機関</u>の通信設備等の利用</p> <p>警報の伝達および応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話<u>及び衛星通信系防災情報提供システム</u>が途絶した場合は<u>(削除)</u>警察署及び消防署の通信設備を利用する。</p> <p>エ 通信途絶時における措置</p> <p>公衆<u>電気通信 (削除)</u>及び防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。</p>	<p>西日本旅客鉄道株式会社における鉄道電報及び鉄道電話廃止に伴う協定解除による修正</p> <p>【危機管理部】</p> <p>文言の修正</p> <p>【危機管理部】</p>
236	<p>第3 責務</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>表3.2.5 関係機関と本部各部の分担</p> <p>【関係機関】</p> <p>(新設)</p> <p>第八管区海上保安本部</p>	<p>第3 責務</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>表3.2.5 関係機関と本部各部の分担</p> <p>【関係機関】</p> <p><u>近畿管区行政評価局（京都行政監視行政相談センター）</u></p> <p>第八管区海上保安本部</p>	<p>指定地方行政機関の指定に伴い、追記</p> <p>【京都行政監視行政相談センター】</p>

頁	現行	修正	修正理由
238	<p>第4節 通信手段の確保 第3 JR通信設備の利用 知事又は市町村長が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときに、西日本旅客鉄道株式会社が設置する通信設備を利用するについて、災害対策基本法に基づき、別記の通り社長と知事との間に協定を締結している。</p> <p>第4 漁業用海岸局設備の利用 (略)</p> <p>第5 移動通信機器の貸与 (略)</p> <p>第6 放送の要請 (略)</p>	<p>第4節 通信手段の確保 <u>(削除)</u></p> <p>第3 漁業用海岸局設備の利用 (略)</p> <p>第4 移動通信機器の貸与 (略)</p> <p>第5 放送の要請 (略)</p>	<p>西日本旅客鉄道株式会社における鉄道電報及び鉄道電話廃止に伴う協定解除による修正 【危機管理部】</p>
239	<p>別記 災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定</p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>西日本旅客鉄道株式会社における鉄道電報及び鉄道電話廃止に伴う協定解除による修正 【危機管理部】</p>
259	<p>第6章 医療助産計画 第2節 実施責任者 災害時における医療及び助産は、市町村が応急対策として実施するが、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）、市町村の要請があった場合及び府が必要と認めた場合には府が行う。 また、府は状況に応じ、国（自衛隊を含む）、他府県等の関係機関に対して広域的な支援の要請を行うものとする。</p>	<p>第6章 医療助産計画 第2節 実施責任者 災害時における医療及び助産は、市町村が応急対策として実施するが、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）、市町村の要請があった場合及び府が必要と認めた場合には府が行う。 また、府は状況に応じ、国（自衛隊を含む）、他府県等の関係機関に対して、<u>船舶を活用した傷病者の搬送など</u>、広域的な支援の要請を行うものとする。</p>	

頁	現行	修正	修正理由
281	<p>第10章 交通規制に関する計画 第2節 交通規制対策 第1 関係機関の対策 6 京都府道路公社 災害・異常気象等により山陰近畿自動車道の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社がその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「<u>山陰近畿自動車道（宮津与謝道路・野田川大宮道路）防災業務要領</u>」に示す。</p>	<p>第10章 交通規制に関する計画 第2節 交通規制対策 第1 関係機関の対策 6 京都府道路公社 災害・異常気象等により山陰近畿自動車道の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社がその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「<u>山陰近畿自動車道防災業務要領</u>」に示す。</p>	<p>文言の修正 【建設交通部】</p>
291	<p>第11章 避難に関する計画 第6節 避難所の開設等 第1 避難所の開設 市町村長は災害の状況により必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図り、被災者を収容保護する。<u>災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき市町村長が実施する。</u> 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p>	<p>第11章 避難に関する計画 第6節 避難所の開設等 第1 避難所の開設 市町村長は災害の状況により必要に応じて指定避難所を開設する。<u>また、指定避難所の開設状況や、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に府に報告するとともに、当該避難所の開設状況を住民等に対し周知徹底を図り、被災者を収容保護する。</u> 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。 <u>また、協定・届出避難所については、あらかじめ管理者や収容可能人数等の情報を把握し、災害時には、開設した避難所に対し、物資の提供など必要な支援を実施するとともに、避難所の開設状況を府に報告する。</u> <u>なお、府は、市町村から報告を受けた避難所に関する情報を国等と共有する。</u></p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正 【危機管理部】</p>
292	<p>第2 避難所の運営管理等 3 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、防災井戸等による生活用水の確保、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>(中略)</p>	<p>第2 避難所の運営管理等 3 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、防災井戸等による生活用水の確保、トイレの設置状況等の把握に努め、<u>関係機関や協定締結団体等と連携し、</u>必要な対策を講じる。</p> <p>(中略)</p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）に基づく修正 【危機管理部】</p>

	<p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防の必要な措置を講じるよう努める。</p>	<p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、<u>関係機関や協定結団体等と連携し、キッチンカー等を活用した</u>栄養バランスのとれた適温の食事の<u>提供</u>や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施、<u>衛生サービスの提供</u>など、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防の必要な措置を講じるよう努める。</p>	
頁	現行	修正	修正理由
292	<p>第2 避難所の運営管理等 併せて、必要に応じ、「ペットの同行避難ガイドライン」（京都府生活衛生課作成）に基づき、飼い主等からの家庭動物の一時預かりの要望への対応や、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について、獣医師会等とも連携のうえ検討し、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</p>	<p>第2 避難所の運営管理等 併せて、必要に応じ、「ペットの同行避難ガイドライン」（京都府生活衛生課作成）に基づき、飼い主等からの家庭動物の一時預かりの要望への対応や、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について、<u>府</u>や獣医師会等とも連携のうえ検討し、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</p>	<p>文言の修正 【文化生活部】</p>
292	<p>第2 避難所の運営管理等 4 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。</p>	<p>第2 避難所の運営管理等 4 避難所の運営における女性<u>や子育て家庭</u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等<u>への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める</u>ものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所等における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>子ども・若者</u>のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）に基づく修正 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
292	<p>第6節 避難所の開設等</p> <p>第2 避難所の運営管理等</p> <p>6 府及び市町村は、在宅避難者や、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達、在宅避難者等が利用しやすい場所に支援のための拠点を設置すること等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p>	<p>第6節 避難所の開設等</p> <p>第2 避難所の運営管理等</p> <p>6 府及び市町村は、在宅避難者や、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達、在宅避難者等が利用しやすい場所に支援のための拠点を設置すること等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>また、支援のための拠点については、集会所や公民館、学校、民間施設等の活用により、地域と連携した運営を行い、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦・外国人等の要配慮者に対しても、幅広い支援に努める。</u></p>	<p>第13回多様な視点での防災対策意見交換会での意見による修正</p> <p>【危機管理部】</p>
293	<p>第7節 避難者健康対策</p> <p>第3 支援活動体制及び活動内容</p> <p>発災時には、被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織する。保健医療福祉調整本部においては、統括保健師長のもとに保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「京都府災害時保健活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地市町村の支援活動を実施する。</p> <p>また、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）及び日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等を編成し被災地市町村の支援活動にあたる。</p>	<p>第7節 避難者健康対策</p> <p>第3 支援活動体制及び活動内容</p> <p>発災時には、<u>在宅避難者や車中泊避難者を含む</u>被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織する。保健医療福祉調整本部においては、統括保健師長のもとに保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「京都府災害時保健活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地市町村の支援活動を実施する。</p> <p>また、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害リハビリテーション支援協会チーム（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、<u>日本災害歯科支援チーム（JDAT）</u>等を編成し被災地市町村の支援活動にあたる。</p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）及び国通知に基づく修正</p> <p>【危機管理部】</p>
317	<p>第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画</p> <p>第2節 し尿処理対策計画</p> <p>第2 内容</p> <p>2 市町村の措置</p> <p>(3) <u>消毒剤等の資機材の準備及び確保</u></p> <p>仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、<u>十分な衛生上の配慮をする。</u></p> <p>(4) 府等への応援要請</p> <p>ア し尿処理に必要な人員、<u>処理運搬車両</u>又は処理能力が不足する場合には、近隣市町村に応援要請する。</p>	<p>第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画</p> <p>第2節 し尿処理対策計画</p> <p>第2 内容</p> <p>2 市町村の措置</p> <p>(3) 資機材の準備及び確保</p> <p>仮設トイレや<u>簡易トイレ</u>の管理にあたっては、必要な消毒剤や<u>凝固剤</u>等を確保し、<u>し尿の収集・運搬を行うために必要な車両を手配するなど、衛生管理に十分な配慮をする。</u></p> <p>(4) 府等への応援要請</p> <p>ア し尿処理に必要な人員、<u>し尿収集車</u>又は処理能力が不足する場合には、近隣市町村に応援要請する。</p>	<p>文言の修正</p> <p>【総合政策環境部】</p>

頁	現行	修正	修正理由																																																																																									
322	<p>第16章 災害警備に関する計画（府警察本部） 第1節 警察の警備計画</p> <p>図3. 16. 1 警備計画の連絡系統</p> <p>(京都市内各署対策本部)</p> <table border="1"> <tr><td>川端警察署</td><td>771-0110</td></tr> <tr><td>上京</td><td>465-0110</td></tr> <tr><td>東山</td><td>525-0110</td></tr> <tr><td>中京</td><td>823-0110</td></tr> <tr><td>下京</td><td>352-0110</td></tr> <tr><td>下鴨</td><td>703-0110</td></tr> </table>	川端警察署	771-0110	上京	465-0110	東山	525-0110	中京	823-0110	下京	352-0110	下鴨	703-0110	<p>第16章 災害警備に関する計画（府警察本部） 第1節 警察の警備計画</p> <p>図3. 16. 1 警備計画の連絡系統</p> <p>(京都市内各署対策本部)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <table border="1"> <tr><td>上京警察署</td><td>465-0110</td></tr> <tr><td>東山</td><td>525-0110</td></tr> <tr><td>中京</td><td>823-0110</td></tr> <tr><td>下京</td><td>352-0110</td></tr> <tr><td>下鴨左京</td><td>703-0110</td></tr> </table>	上京警察署	465-0110	東山	525-0110	中京	823-0110	下京	352-0110	下鴨左京	703-0110	<p>警察署の再編（令和8年3月16日付）に伴う修正 【京都府警】</p>																																																																			
川端警察署	771-0110																																																																																											
上京	465-0110																																																																																											
東山	525-0110																																																																																											
中京	823-0110																																																																																											
下京	352-0110																																																																																											
下鴨	703-0110																																																																																											
上京警察署	465-0110																																																																																											
東山	525-0110																																																																																											
中京	823-0110																																																																																											
下京	352-0110																																																																																											
下鴨左京	703-0110																																																																																											
332	<p>第17章 施設の応急対策に関する計画 第3節 公共土木施設応急対策計画 第3 道路及び橋梁</p> <p>道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、避難用道路及び緊急輸送を確保するため、災害復旧を国が代行できる制度、各種団体との災害協定等を活用し、令和7年1月に改訂した京都府域道路啓開計画（案）に基づき、応急工事及び障害物除去といった道路啓開を早急に実施する。また、必要に応じ国土交通省、関係市町村、所轄警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。</p>	<p>第17章 施設の応急対策に関する計画 第3節 公共土木施設応急対策計画 第3 道路及び橋梁</p> <p>道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、避難用道路及び緊急輸送を確保するため、<u>京都府域道路啓開計画を策定するとともに、定期的な見直しを行い、災害発生時には、災害復旧を国が代行できる制度、各種団体との災害協定等を活用することにより、京都府域道路啓開計画に基づいた</u>応急工事及び障害物除去といった道路啓開を早急に実施する。また、必要に応じ国土交通省、関係市町村、所轄警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。</p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正 【危機管理部】</p>																																																																																									
332	<p>第3 道路及び橋梁 <緊急輸送道路></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">第1次緊急輸送道路</th> <th colspan="2">第2次緊急輸送道路</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>路線数</th> <th>延長</th> <th>路線数</th> <th>延長</th> <th>路線数</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速道路</td> <td>8</td> <td>216.8</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>8</td> <td>216.8</td> </tr> <tr> <td>一般国道(指定区間)</td> <td>7</td> <td>241.1</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>7</td> <td>241.1</td> </tr> <tr> <td>一般国道(指定区間外)</td> <td>11</td> <td>213.7</td> <td>6</td> <td>150.0</td> <td>17</td> <td>364.3</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>14</td> <td>45.7</td> <td>36</td> <td>254.9</td> <td>50</td> <td>300.6</td> </tr> </tbody> </table>		第1次緊急輸送道路		第2次緊急輸送道路		合計		路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	高速道路	8	216.8	0	0.0	8	216.8	一般国道(指定区間)	7	241.1	0	0.0	7	241.1	一般国道(指定区間外)	11	213.7	6	150.0	17	364.3	主要地方道	14	45.7	36	254.9	50	300.6	<p>第3 道路及び橋梁 <緊急輸送道路></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">第1次緊急輸送道路</th> <th colspan="2">第2次緊急輸送道路</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>路線数</th> <th>延長</th> <th>路線数</th> <th>延長</th> <th>路線数</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速道路</td> <td>8</td> <td>216.8</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>8</td> <td>216.8</td> </tr> <tr> <td>一般国道(指定区間)</td> <td>7</td> <td>241.1</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>7</td> <td>241.1</td> </tr> <tr> <td>一般国道(指定区間外)</td> <td>11</td> <td>213.7</td> <td>6</td> <td>150.6</td> <td>17</td> <td>364.3</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>14</td> <td>45.7</td> <td>36</td> <td>254.3</td> <td>50</td> <td>300.0</td> </tr> <tr> <td>一般府道</td> <td>4</td> <td>4.9</td> <td>31</td> <td>35.7</td> <td>35</td> <td>40.6</td> </tr> </tbody> </table>		第1次緊急輸送道路		第2次緊急輸送道路		合計		路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	高速道路	8	216.8	0	0.0	8	216.8	一般国道(指定区間)	7	241.1	0	0.0	7	241.1	一般国道(指定区間外)	11	213.7	6	150.6	17	364.3	主要地方道	14	45.7	36	254.3	50	300.0	一般府道	4	4.9	31	35.7	35	40.6	<p>時点更新及び誤りの修正に伴う修正 【建設交通部】</p>
	第1次緊急輸送道路		第2次緊急輸送道路		合計																																																																																							
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長																																																																																						
高速道路	8	216.8	0	0.0	8	216.8																																																																																						
一般国道(指定区間)	7	241.1	0	0.0	7	241.1																																																																																						
一般国道(指定区間外)	11	213.7	6	150.0	17	364.3																																																																																						
主要地方道	14	45.7	36	254.9	50	300.6																																																																																						
	第1次緊急輸送道路		第2次緊急輸送道路		合計																																																																																							
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長																																																																																						
高速道路	8	216.8	0	0.0	8	216.8																																																																																						
一般国道(指定区間)	7	241.1	0	0.0	7	241.1																																																																																						
一般国道(指定区間外)	11	213.7	6	150.6	17	364.3																																																																																						
主要地方道	14	45.7	36	254.3	50	300.0																																																																																						
一般府道	4	4.9	31	35.7	35	40.6																																																																																						

頁	現行	修正	修正理由																																																	
	<table border="1"> <tr> <td>一般府道</td> <td>4</td> <td>4.9</td> <td>31</td> <td>35.7</td> <td>35</td> <td>40.6</td> </tr> <tr> <td>市町村道</td> <td>6</td> <td>1.4</td> <td>1</td> <td>1.5</td> <td>7</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>その他 (臨港道路)</td> <td>6</td> <td>2.6</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>6</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>56</td> <td>726.3</td> <td>74</td> <td>442.1</td> <td>130</td> <td>1169.4</td> </tr> </table> <p>注) 令和6年3月19日現在</p>	一般府道	4	4.9	31	35.7	35	40.6	市町村道	6	1.4	1	1.5	7	2.9	その他 (臨港道路)	6	2.6	0	0.0	6	2.6	合計	56	726.3	74	442.1	130	1169.4	<table border="1"> <tr> <td>市町村道</td> <td>16</td> <td>4.4</td> <td>66</td> <td>19.6</td> <td>82</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>その他 (臨港道路)</td> <td>6</td> <td>2.6</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>6</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>66</td> <td>729.2</td> <td>139</td> <td>460.2</td> <td>205</td> <td>1189.4</td> </tr> </table> <p>注) 令和8年3月31日現在</p>	市町村道	16	4.4	66	19.6	82	24.0	その他 (臨港道路)	6	2.6	0	0.0	6	2.6	合計	66	729.2	139	460.2	205	1189.4	
一般府道	4	4.9	31	35.7	35	40.6																																														
市町村道	6	1.4	1	1.5	7	2.9																																														
その他 (臨港道路)	6	2.6	0	0.0	6	2.6																																														
合計	56	726.3	74	442.1	130	1169.4																																														
市町村道	16	4.4	66	19.6	82	24.0																																														
その他 (臨港道路)	6	2.6	0	0.0	6	2.6																																														
合計	66	729.2	139	460.2	205	1189.4																																														
334	図3.17.1 道路・交通の災害情報等の伝達系統 京都府道路公社山陰近畿自動車事務所 (0773-83-0074)	図3.17.1 道路・交通の災害情報等の伝達系統 京都府道路公社山陰近畿自動車事務所 (0772-46-6550)	事務所移転に伴う修正【建設交通部】																																																	
335	表3.17.2 京都府道路啓開計画(案)に係る関係機関連絡先一覧 京都府道路公社山陰近畿自動車事務所 (0773-83-0074)	表3.17.2 京都府道路啓開計画(案)に係る関係機関連絡先一覧 京都府道路公社山陰近畿自動車事務所 (0772-46-6550)	事務所移転に伴う修正【建設交通部】																																																	
338	表3.17.4 代替・補完路一覧 (令和6年4月1日時点)	表3.17.4 代替・補完路一覧 (令和8年4月1日時点)	時点更新に伴う修正【建設交通部】																																																	
341	表3.17.5 緊急輸送道路一覧表 (令和6年4月1日時点)	表3.17.5 緊急輸送道路一覧表 (令和8年4月1日時点)	時点更新に伴う修正【建設交通部】																																																	
348	第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第4 上下水道施設 1 水道施設 (1) 被害状況の収集及び伝達 水道事業者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。	第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第4 上下水道施設 1 水道施設 (1) 被害状況の収集及び伝達 水道事業者は、 <u>自らが</u> 災害対策本部等の設置(削除)をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。	文言の修正【建設交通部】																																																	
	2 下水道施設 (1) 被害状況の収集及び伝達 下水道管理者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。	2 下水道施設 (1) 被害状況の収集及び伝達 下水道管理者は、 <u>自らが</u> 災害対策本部等の設置(削除)をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。	文言の修正【建設交通部】																																																	

頁	現行	修正	修正理由
349	第6節 通信・放送施設応急対策計画 第3 放送施設 1 (3) 臨時現像所の開設	第6節 通信・放送施設応急対策計画 第3 放送施設 1 (3) 臨時 編集室 の開設	文言の修正 【NHK等】
352	第8節 危険物施設等応急対策計画 第5 毒物劇物保管施設措置計画 1 応急措置 地震災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物業者等において、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所、消防機関又は警察署に届け出る（毒物及び劇物取締法第16条の2）。	第8節 危険物施設等応急対策計画 第5 毒物劇物保管施設措置計画 1 応急措置 地震災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物業者等において、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所、消防機関又は警察署に届け出る（毒物及び劇物取締法 第17条 ）。	法令改正に伴う修正 【健康福祉部】
373	第24章 京都府災害支援対策本部等運用計画 第3節 災害支援対策本部体制 京都府災害支援対策本部組織図 総合政策環境部 <u>万博・地域交流班</u>	第24章 京都府災害支援対策本部等運用計画 第3節 災害支援対策本部体制 京都府災害支援対策本部組織図 総合政策環境部 <u>(削除)</u>	組織改編による修正 【総合政策環境部】
374	第3節 災害支援対策本部体制 京都府災害支援対策本部事務分掌 総合政策環境部 <u>万博・地域交流課</u> 1 部内他課の応援に関すること	第3節 災害支援対策本部体制 京都府災害支援対策本部事務分掌 総合政策環境部 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	組織改編による修正 【総合政策環境部】
374	第3節 災害支援対策本部体制 京都府災害支援対策本部事務分掌 総合政策環境部 情報政策課 デジタル政策推進課 1 京都デジタル <u>疎水</u> ネットワークの機能確保に関すること。	第3節 災害支援対策本部体制 京都府災害支援対策本部事務分掌 総合政策環境部 情報政策課 デジタル政策推進課 1 京都デジタル <u>疏水</u> ネットワークの機能確保に関すること。	文言の修正 【総合政策環境部】

頁	現行	修正	修正理由
379	<p>第26章 応援援計画 第2節 受援計画 第1 計画の方針 京都府内での災害時に、京都府が他の都道府県から応援を受ける場合に必要な事項を定める。 なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、府内の防災相互応援体制が整備されるよう<u>防災相互応援協定の締結促進、京都府災害時応援職員登録制度及び応急対策職員派遣制度（総務省）による応援体制を構築する。</u>また、本計画は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより、実効性を確保する。</p>	<p>第26章 応援援計画 第2節 受援計画 第1 計画の方針 京都府内での災害時に、京都府が他の都道府県から応援を受ける場合に必要な事項を定める。 なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、<u>（削除）</u>京都府災害時応援職員登録制度及び応急対策職員派遣制度（総務省）による応援体制を構築する。また、本計画は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより、実効性を確保する</p>	<p>文言の修正 【危機管理部】</p>
	<p>第4編 災害復旧・復興計画</p>	<p>第4編 災害復旧・復興計画</p>	
383	<p>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画 第1節 生活確保対策計画 第1 計画の方針 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに<u>適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画 第1節 生活確保対策計画 第1 計画の方針 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があることから、<u>府及び市町村は、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況における課題を個別の相談等を通じて把握し、必要に応じて、庁内の関係部局や社会福祉協議会、士業団体、NPO等の専門的な能力を有する関係者と連携し、課題の解消に向けた支援を継続的に行う災害ケースマネジメントを実施するため、平時から体制の構築に努め、災害時に見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>災害ケースマネジメントについて追記 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
393	<p>第7節 文教復旧計画 第3 教育活動の再開</p> <p>1 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。また、学校等が避難所となった場合においては、市町村等の災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。</p>	<p>第7節 文教復旧計画 第3 教育活動の再開</p> <p>1 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。また、学校等が避難所となった場合においては、市町村等の災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。</p> <p><u>府は災害時学校支援チーム（D-EST京都）の派遣や、国や被災地外の地方公共団体等と連携した「被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）」の活用により、教育活動の早期再開を支援する。</u></p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）に伴う修正 【教育庁】 【危機管理部】</p>
396	<p>第3章 租税の徴収猶予及び減免の措置並びに郵便関係補助 第2節 租税の徴収猶予及び減免等の措置 第3 減免</p> <p>知事は、地震災害の実情に応じて、個人事業税、不動産取得税、自動車税（環境性能割）及び自動車税（種別割）の減免措置を講ずるものとする。（京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、第63条の14、第69条）</p>	<p>第3章 租税の徴収猶予及び減免の措置並びに郵便関係補助 第2節 租税の徴収猶予及び減免等の措置 第3 減免</p> <p>知事は、地震災害の実情に応じて、個人事業税、不動産取得税（<u>削除</u>）及び自動車税（<u>削除</u>）の減免措置を講ずるものとする。（京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、<u>（削除）</u>第69条）</p>	<p>法令改正に伴う修正 【総務部】</p>
	第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画	第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画	
399	<p>第1章 総則 第1節 計画の方針 1 南海トラフ地震について (10)</p> <p>その後、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」において、令和6年能登半島地震の災害対応における課題・教訓を整理し、とるべき応急対策・生活支援対策の総合的な検討が行われ、令和7年3月31日には、「南海トラフ地震対策検討ワーキンググループ報告書」が取りまとめられ、新たな被害想定等が公表された。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第1章 総則 第1節 計画の方針 1 南海トラフ地震について (10)</p> <p>その後、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」において、令和6年能登半島地震の災害対応における課題・教訓を整理し、とるべき応急対策・生活支援対策の総合的な検討が行われ、令和7年3月31日には、「南海トラフ地震対策検討ワーキンググループ報告書」が取りまとめられ、新たな被害想定等が公表された。</p> <p><u>（11）南海トラフ地震防災対策推進基本計画が令和7年7月に変更され、地域ごとに被災状況を想定したシミュレーションやそれに基づく定量的分析等を実施し対策を検討した上で、直接死者数を減らす「命を守る」対策と、災害関連死者数を減らす「命をつなぐ」対策について、おおむね10年間で完遂するべ</u></p>	<p>南海トラフ地震防災対策基本計画（令和7年7月）の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>

		き「重点施策」を具体的に定め、今後、重点的に推進することとされた。	
頁	現行	修正	修正理由
399	<p>2 本計画の目的</p> <p>本計画は、基本計画に基づき、南海トラフ地震法第5条の規定により南海トラフ地震による災害から府民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、関係機関との協力確保、広報及び教育、備えておくべき体制整備等について定めるとともに、推進地域に指定されていない地域における対策についても必要な事項を定め、防災関係機関等が一体となって南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。</p>	<p>2 本計画の目的</p> <p>本計画は、<u>南海トラフ地震防災対策</u>基本計画に基づき、南海トラフ地震法第5条の規定により南海トラフ地震による災害から府民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、関係機関との協力確保、広報及び教育、備えておくべき体制整備等について定めるとともに、推進地域に指定されていない地域における対策についても必要な事項を定め、防災関係機関等が一体となって南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。</p> <p><u>また、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく「重点施策」については、今後の10箇年で、国、京都府、市町村、防災関係機関等が重点的に取り組むべき地震防災施策及び事業の推進方向を示した「京都府戦略的地震防災対策指針」及び、その実行計画である「京都府戦略的地震防災対策推進プラン」に基づき、地域ごとの被害の違い等を踏まえ、きめ細やかな地震防災対策に取り組む。</u></p>	<p>南海トラフ地震防災対策基本計画（令和7年7月）の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>
407	<p>第3章 地震防災上必要な教育及び広報</p> <p>第2節 広報</p> <p>2 広報の方法</p> <p>(2) 社会教育等を通じた広報</p> <p>ウ その他商工団体等関係団体の諸活動を通じての広報</p>	<p>第3章 地震防災上必要な教育及び広報</p> <p>第2節 広報</p> <p>2 広報の方法</p> <p>(2) 社会教育等を通じた広報</p> <p>ウ その他 <u>(削除)</u> 関係団体の諸活動を通じての広報</p>	<p>文言の修正【教育庁】</p>
412	<p>第7章 関係者との連携協力の確保</p> <p>第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応</p> <p>内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、府は次のとおり対応するものとする。</p>	<p>第7章 関係者との連携協力の確保</p> <p>第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>記載箇所の変更のため削除 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
414	<p>第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応</p> <p>2 府の対応</p> <p>(7) 後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、気象庁から適宜発表される「南海トラフ地震関連解説情報」の内容に応じ、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行うよう呼びかける。</p>	<p>第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応</p> <p>2 府の対応</p> <p><u>気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、内閣府の「南海トラフ地震臨時情報 防災対応ガイドライン」を踏まえ、府は次のとおり対応するものとする。</u></p> <p><u>なお、初動対応については、「南海トラフ地震臨時情報対応マニュアル」によるものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(7) 後発地震が発生しないまま <u>大規模地震への警戒（又は注意）措置をとるべき期間</u>が経過した場合は、気象庁から適宜発表される「南海トラフ地震関連解説情報」の内容を <u>踏まえ</u>、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行うよう呼びかける。</p>	<p>記載箇所、名称の変更及び「南海トラフ地震臨時情報対応マニュアル」を追記</p> <p>措置期間終了後の対応について明記</p> <p>【危機管理部】</p>

様式

区 分	一般 ・ 震災 ・ 原子力 ・ 事故 ・ 資料
-----	---

頁	現行	修正	修正理由																																				
	第1編 総則	第1編 総則																																					
2	第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」(令和6年9月11日全部改正)を遵守するものとする。	第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」(令和7年10月3日一部改正)を遵守するものとする。	原子力災害対策指針の改正に伴う修正 【危機管理部】																																				
3	第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 各表中人口は令和7年1月1日時点を示す。	第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 各表中人口は令和8年1月1日時点を示す。	時点更新に伴う修正 【危機管理部】																																				
	<p>【高浜発電所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone) 発電所からの距離はおおむね5kmとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市 町 名</th> <th>対 象 地 域</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>松尾、杉山</td> <td style="text-align: right;">43</td> </tr> </tbody> </table> <p>・緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone) 発電所からの距離はおおむね30kmとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市 町 名</th> <th>対 象 地 域</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福知山市</td> <td>二箇下、市原、高津江、二箇上、三河</td> <td style="text-align: right;">360</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>全域(松尾、杉山を除く。)</td> <td style="text-align: right;">75,713</td> </tr> <tr> <td>綾部市</td> <td>奥上林地区(長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和</td> <td style="text-align: right;">7,167</td> </tr> </tbody> </table>	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	舞鶴市	松尾、杉山	43	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	福知山市	二箇下、市原、高津江、二箇上、三河	360	舞鶴市	全域(松尾、杉山を除く。)	75,713	綾部市	奥上林地区(長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和	7,167	<p>【高浜発電所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone) 発電所からの距離はおおむね5kmとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市 町 名</th> <th>対 象 地 域</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>松尾、杉山</td> <td style="text-align: right;">43</td> </tr> </tbody> </table> <p>・緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone) 発電所からの距離はおおむね30kmとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市 町 名</th> <th>対 象 地 域</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福知山市</td> <td>二箇下、市原、高津江、二箇上、三河</td> <td style="text-align: right;">346</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>全域(松尾、杉山を除く。)</td> <td style="text-align: right;">73,850</td> </tr> <tr> <td>綾部市</td> <td>奥上林地区(長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和</td> <td style="text-align: right;">7,009</td> </tr> </tbody> </table>	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	舞鶴市	松尾、杉山	43	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	福知山市	二箇下、市原、高津江、二箇上、三河	346	舞鶴市	全域(松尾、杉山を除く。)	73,850	綾部市	奥上林地区(長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和	7,009	<p>時点更新に伴う修正 【舞鶴市】</p> <p>時点更新に伴う修正 【福知山市】 【舞鶴市】 【綾部市】 【宮津市】 【南丹市】 【京丹波町】 【伊根町】</p>
市 町 名	対 象 地 域	人口(人)																																					
舞鶴市	松尾、杉山	43																																					
市 町 名	対 象 地 域	人口(人)																																					
福知山市	二箇下、市原、高津江、二箇上、三河	360																																					
舞鶴市	全域(松尾、杉山を除く。)	75,713																																					
綾部市	奥上林地区(長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和	7,167																																					
市 町 名	対 象 地 域	人口(人)																																					
舞鶴市	松尾、杉山	43																																					
市 町 名	対 象 地 域	人口(人)																																					
福知山市	二箇下、市原、高津江、二箇上、三河	346																																					
舞鶴市	全域(松尾、杉山を除く。)	73,850																																					
綾部市	奥上林地区(長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和	7,009																																					

	<p>木、光野、栃、市茅野、大唐内)、中上林地区(第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志)、口上林地区(十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町)、山家地区(戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町)、東八田地区(中山、安国寺、鐘鑄場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居野、野瀬、下村、中川原、大又、見内、黒谷、八代、愛宕、大野)、西八田地区(上八田、七百石、中筋、岡安、湊垣、下八田)、吉美地区(高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目)、物部地区(白道路)、志賀郷地区(志賀郷、志賀、向田、篠田、別所、内久井、金河内、坊口、仁和、西方)、いこいの村</p>		<p>木、光野、栃、市茅野、大唐内)、中上林地区(第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志)、口上林地区(十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町)、山家地区(戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町)、東八田地区(中山、安国寺、鐘鑄場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居野、野瀬、下村、中川原、大又、見内、黒谷、八代、愛宕、大野)、西八田地区(上八田、七百石、中筋、岡安、湊垣、下八田)、吉美地区(高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目)、物部地区(白道路)、志賀郷地区(志賀郷、志賀、向田、篠田、別所、内久井、金河内、坊口、仁和、西方)、いこいの村</p>		
--	---	--	---	--	--

		(十倉名畑町)、松寿苑・上林(八津合町)、るんびに学園(十倉中町)、小規模特養おかやす(岡安町)			(十倉名畑町)、松寿苑・上林(八津合町)、るんびに学園(十倉中町)、小規模特養おかやす(岡安町)		
宮津市	全域		<u>15,966</u>	宮津市	全域		<u>15,629</u>
南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、栃原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、肱谷、小淵、向山、檜原、音海、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原		<u>3,050</u>	南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、栃原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、肱谷、小淵、向山、檜原、音海、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原		<u>2,941</u>
京丹波町	中山、升谷、市場、大倉、篠原、大迫、長瀬、塩谷、上乙見、下乙見、西河内、下栗野、細谷、上栗野、仏主、本庄、坂原、中、角、広瀬、才原、大簾、広野、出野、稲次、安栖里、小畑		<u>2,455</u>	京丹波町	中山、升谷、市場、大倉、篠原、大迫、長瀬、塩谷、上乙見、下乙見、西河内、下栗野、細谷、上栗野、仏主、本庄、坂原、中、角、広瀬、才原、大簾、広野、出野、稲次、安栖里、小畑		<u>2,349</u>
伊根町	日出、高梨、西平田、東平		<u>1,294</u>	伊根町	日出、高梨、西平田、東平		<u>1,270</u>

4	田、大浦、立石、耳鼻、亀山、大原、新井、泊、津母、峠、畑谷、井室、六万部、野室、湯之山、成		田、大浦、立石、耳鼻、亀山、大原、新井、泊、津母、峠、畑谷、井室、六万部、野室、湯之山、成		時点更新に伴う修正 【京都市】 【舞鶴市】 【綾部市】 【南丹市】 【京丹波町】
	合 計	106,005	合 計	103,394	
	ただし、舞鶴市の4地区（大山、田井、成生、野原（391人））においては、PAZに準じた防護措置を行う。		ただし、舞鶴市の4地区（大山、田井、成生、野原（383人））においては、PAZに準じた防護措置を行う。		
	【大飯発電所】 ・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone） 発電所からの距離はおおむね32.5kmとする。		【大飯発電所】 ・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone） 発電所からの距離はおおむね32.5kmとする。		
市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)
京都市	左京区（久多、広河原）、右京区（京北上弓削町上川行政区）	235	京都市	左京区（久多、広河原）、右京区（京北上弓削町上川行政区）	236
舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	71,469	舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	70,172
綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐	1,230	綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐	1,203

		内)、中上林地区(第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志)、東八田地区(大又)、松寿苑・上林(八津合町)			内)、中上林地区(第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志)、東八田地区(大又)、松寿苑・上林(八津合町)		
	南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、栃原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	<u>2,779</u>	南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、栃原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	<u>2,676</u>	
	京丹波町	上粟野、仏主、細谷、西河	<u>215</u>	京丹波町	上粟野、仏主、細谷、西河	<u>207</u>	

頁	現行	修正	修正理由
11	<p>第5章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>1 府〔危機管理部〕は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p>	<p>第5章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>1 府〔危機管理部〕は、平時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>
12	<p>第6章 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>府〔危機管理部〕は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び府内関係市町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p>	<p>第6章 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>府〔危機管理部〕は、平時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び府内関係市町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>
13	<p>2 情報の分析整理</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>府は、国、府内関係市町及び関西電力株式会社その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、次に掲げる社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部室、京都府南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局及び対策拠点施設に適切に備え付け、これらを確実に管理するものとする。</p>	<p>2 情報の分析整理</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>府は、国、府内関係市町及び関西電力株式会社その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、次に掲げる社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部室、京都府南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局及びオフサイトセンターに適切に備え付け、これらを確実に管理するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
13	2 情報の分析整理 (3) 防災対策上必要とされる資料 ウ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料 (エ) <u>平常時環境放射線モニタリング資料</u>	2 情報の分析整理 (3) 防災対策上必要とされる資料 ウ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料 (エ) <u>平時環境放射線モニタリング資料</u>	防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】
14	第6章 情報の収集・連絡体制等の整備 3 通信手段の確保 (1) 専用回線網の整備 イ <u>対策拠点施設との間の専用回線網の整備</u> 府〔危機管理部〕は、国と連携し、 <u>対策拠点施設</u> と府、府内関係市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。	第6章 情報の収集・連絡体制等の整備 3 通信手段の確保 (1) 専用回線網の整備 イ <u>オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備</u> 府〔危機管理部〕は、国と連携し、 <u>オフサイトセンター</u> と府、府内関係市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】
15	3 通信手段の確保 (2) 通信手段・経路の多様化等 オ 災害時優先電話等の活用 府〔危機管理部〕は、 <u>西日本電信電話株式会社</u> 等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。	3 通信手段の確保 (2) 通信手段・経路の多様化等 オ 災害時優先電話等の活用 府〔危機管理部〕は、 <u>NTT西日本株式会社</u> 等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。	社名変更に伴う修正 【NTT西日本株式会社】
16	第7章 緊急事態応急体制の整備 1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 (2) <u>対策拠点施設</u> における立ち上げ準備体制	第7章 緊急事態応急体制の整備 1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 (2) <u>オフサイトセンター</u> における立ち上げ準備体制	防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】
	1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 (3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制 府は、国が現地事故対策連絡会議を <u>対策拠点施設</u> において開催する際、これに府の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、 <u>対策拠点施設</u> への派遣手段等を定めておくものとする。	1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 (3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制 府は、国が現地事故対策連絡会議を <u>オフサイトセンター</u> において開催する際、これに府の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、 <u>オフサイトセンター</u> への派遣手段等を定めておくものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由
16	<p>3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>府は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、府内関係市町及び福井県等とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は対策拠点施設に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、府、府内関係市町及び福井県等のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び関西電力株式会社の代表者又は代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、府は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>また、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、府、府内関係市町、福井県等及び関西電力株式会社等のそれぞれの職員を配置することとされており、府はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p>	<p>3 <u>オフサイトセンター</u>における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>府は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、府内関係市町及び福井県等とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は<u>オフサイトセンター</u>に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、府、府内関係市町及び福井県等のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び関西電力株式会社の代表者又は代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、府は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>また、<u>オフサイトセンター</u>において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、府、府内関係市町、福井県等及び関西電力株式会社等のそれぞれの職員を配置することとされており、府はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>
17	<p>第7章 緊急事態応急体制の整備</p> <p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>府は、<u>平常時</u>から原子力防災専門官をはじめとする国、府内関係市町、福井県等、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力株式会社、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。</p>	<p>第7章 緊急事態応急体制の整備</p> <p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>府は、<u>平時</u>から原子力防災専門官をはじめとする国、府内関係市町、福井県等、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力株式会社、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
17	<p>8 自衛隊との連携体制</p> <p>府〔危機管理部〕は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、<u>平常時</u>よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。</p>	<p>8 自衛隊との連携体制</p> <p>府〔危機管理部〕は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、<u>平時</u>よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>
17	<p>第7章 緊急事態応急体制の整備</p> <p>10 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>府〔危機管理部〕は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退城時検査（「<u>居住者、車両、携行品、家庭動物等の放射線量の測定</u>」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請や、関西広域連合及び他の都道府県並びに防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。また、府は、関西電力株式会社との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国、全国知事会、関西広域連合及び他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p>	<p>第7章 緊急事態応急体制の整備</p> <p>10 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>府〔危機管理部〕は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退城時検査（<u>国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査</u>。以下同じ。）等（<u>削除</u>）に関する広域的な応援要請や、関西広域連合及び他の都道府県並びに防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。また、府は、関西電力株式会社との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国、全国知事会、関西広域連合及び他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
18	11 対策拠点施設 (1) 府〔危機管理部〕は、対策拠点施設を平常時から訓練等に活用するものとする。	11 <u>オフサイトセンター</u> (1) 府〔危機管理部〕は、 <u>オフサイトセンター</u> を <u>平時</u> から訓練等に活用するものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】
18	11 対策拠点施設 (2) 府〔危機管理部〕は、福井県及び国が行う対策拠点施設の施設、設備、備え付けの防護資機材及び資料等の整備、維持・管理について、必要に応じ協力するものとする。	11 <u>オフサイトセンター</u> (2) 府〔危機管理部〕は、福井県及び国が行う <u>オフサイトセンター</u> の施設、設備、備え付けの防護資機材及び資料等の整備、維持・管理について、必要に応じ協力するものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】
18	12 モニタリング体制等 (2) モニタリング資機材等の整備・維持 府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、 <u>平常時</u> の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、可搬型のモニタリング用資機材、環境試料分析装置並びに衛星携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。	12 モニタリング体制等 (2) モニタリング資機材等の整備・維持 府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、 <u>平時</u> の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、可搬型のモニタリング用資機材、環境試料分析装置並びに衛星携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】
19	第7章 緊急事態応急体制の整備 12 モニタリング体制等 (4) 訓練等を通じた測定品質の向上 府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、 <u>平常時</u> から、国、府内関係市町、福井県等、関西電力株式会社及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。	第7章 緊急事態応急体制の整備 12 モニタリング体制等 (4) 訓練等を通じた測定品質の向上 府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、 <u>平時</u> から、国、府内関係市町、福井県等、関西電力株式会社及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。	防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】
19	12 モニタリング体制等 (5) 大気中放射性物質拡散計算システム 府〔危機管理部〕は、国、指定公共機関、関西電力株式会社と連携し、気象情報や放射性物質の大気中拡散に係る機器の整備を図るものとする。また、府は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中の拡散特性を <u>平常時</u> に整理しておく。	12 モニタリング体制等 (5) 大気中放射性物質拡散計算システム 府〔危機管理部〕は、国、指定公共機関、関西電力株式会社と連携し、気象情報や放射性物質の大気中拡散に係る機器の整備を図るものとする。また、府は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中の拡散特性を <u>平時</u> に整理しておく。	防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由
19	<p>12 モニタリング体制等</p> <p>(7) 平常時のモニタリングの実施</p> <p>府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時に高浜発電所又は大飯発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施する。</p>	<p>12 モニタリング体制等</p> <p>(7) 平時のモニタリングの実施</p> <p>府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時に高浜発電所又は大飯発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、<u>平時</u>から環境放射線モニタリングを適切に実施する。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>【危機管理部】</p>
22	<p>第8章 避難収容活動体制の整備</p> <p>2 避難所等の整備</p> <p>(7) 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>府は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p>第8章 避難収容活動体制の整備</p> <p>2 避難所等の整備</p> <p>(7) 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>府は、<u>平時</u>から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>【危機管理部】</p>
24	<p>第8章 避難収容活動体制の整備</p> <p>9 避難場所・避難方法等の周知</p> <p>府〔危機管理部〕は、府内関係市町等に対し、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、平常時から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を講ずべきことにも留意するものとする。避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を、府内関係市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。府〔危機管理部〕は、国、関西広域連合、府内関係市町及び関西電力株式会社と連携の上、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p>	<p>第8章 避難収容活動体制の整備</p> <p>9 避難場所・避難方法等の周知</p> <p>府〔危機管理部〕は、府内関係市町等に対し、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、<u>平時</u>から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を講ずべきことにも留意するものとする。避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を、府内関係市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。府〔危機管理部〕は、国、関西広域連合、府内関係市町及び関西電力株式会社と連携の上、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
26	<p>第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備 3 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備 (1) 府〔健康福祉部〕は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。 なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順や体制を整備しておくものとする。</p>	<p>第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備 3 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備 (1) 府〔健康福祉部〕は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。 なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平時の配備や、緊急時の手順や体制を整備しておくものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>
27	<p>5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 (2) 府〔知事直轄組織、危機管理部〕は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国等、府内関係市町及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	<p>5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 (2) 府〔知事直轄組織、危機管理部〕は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平時より、国等、府内関係市町及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>
28	<p>第12章 住民等への的確な情報伝達体制の整備 4 府〔危機管理部〕は、原子力災害の特殊性を考慮し、国及び市町村と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>第12章 住民等への的確な情報伝達体制の整備 4 府〔危機管理部〕は、原子力災害の特殊性を考慮し、国及び市町村と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>
30	<p>第17章 防災訓練等の実施 1 訓練計画の策定 (1) 府は、国、関西電力株式会社等関係機関の支援のもと、関西広域連合、市町村、自衛隊等と連携し、 イ 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練</p>	<p>第17章 防災訓練等の実施 1 訓練計画の策定 (1) 府は、国、関西電力株式会社等関係機関の支援のもと、関西広域連合、市町村、自衛隊等と連携し、 イ オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>
31	<p>第18章 関西電力株式会社の行う予防対策 1 環境条件の調査 施設周辺の人口構成及び人口分布等の資料の整備並びに平常時における放射能水準等災害対策上必要な事項の調査を行う。</p>	<p>第18章 関西電力株式会社の行う予防対策 1 環境条件の調査 施設周辺の人口構成及び人口分布等の資料の整備並びに平時における放射能水準等災害対策上必要な事項の調査を行う。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
31	4 防災上必要な安全教育及び訓練等 平常時から発電所における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努めるとともに、放射性物質による災害の特殊性を考慮し、発電所に従事する職員及び関連協力会社職員等に対し、これに関する知識の周知徹底を図るための安全教育及び緊急時に対処するための訓練等を実施する。	4 防災上必要な安全教育及び訓練等 <u>平時</u> から発電所における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努めるとともに、放射性物質による災害の特殊性を考慮し、発電所に従事する職員及び関連協力会社職員等に対し、これに関する知識の周知徹底を図るための安全教育及び緊急時に対処するための訓練等を実施する。	防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】
	第3編 緊急事態応急対策計画	第3編 緊急事態応急対策計画	
39	第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 2 応急対策活動情報の連絡 (2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡） イ 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。 府は、国の現地対策本部、福井県等、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び関西電力株式会社その他関係機関とともに、 <u>対策拠点施設</u> において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、府が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。派遣職員の構成、業務内容等は別に定める。	第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 2 応急対策活動情報の連絡 (2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡） イ 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。 府は、国の現地対策本部、福井県等、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び関西電力株式会社その他関係機関とともに、 <u>オフサイトセンター</u> において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、府が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。派遣職員の構成、業務内容等は別に定める。	防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】
39	第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 2 応急対策活動情報の連絡 (2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡） ウ 府は、 <u>対策拠点施設</u> に派遣した職員にし、府が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。	第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 2 応急対策活動情報の連絡 (2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡） ウ 府は、 <u>オフサイトセンター</u> に派遣した職員に対し、府が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由
39	エ 原子力防災専門官等現地に配置された職員は、 <u>対策拠点施設</u> において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、府、府内関係市町、福井県等をはじめ、関西電力株式会社、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとされている。	エ 原子力防災専門官等現地に配置された職員は、 <u>オフサイトセンター</u> において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、府、府内関係市町、福井県等をはじめ、関西電力株式会社、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとされている。	防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】
40	4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 (1) 緊急時モニタリング等の実施 ア 情報収集事態の環境放射線モニタリング 府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、 <u>平常時</u> モニタリングを継続する。	4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 (1) 緊急時モニタリング等の実施 ア 情報収集事態の環境放射線モニタリング 府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、 <u>平時</u> モニタリングを継続する。	防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】
40	イ 警戒事態の環境放射線モニタリング 府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、 <u>平常時</u> モニタリングの強化を行い、 <u>緊急時モニタリング</u> の準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、 <u>環境放射線モニタリング</u> の観測結果を報告するとともに、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。	イ 警戒事態の環境放射線モニタリング 府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、 <u>平時</u> モニタリングの強化を行い、 <u>緊急時モニタリング</u> の準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、 <u>環境放射線モニタリング</u> の観測結果を報告するとともに、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。	防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】
42	第3章 活動体制の確立 1 府の活動体制 (2) 警戒事態発生時の警戒体制 キ <u>対策拠点施設</u> の設営準備への協力 府〔危機管理部〕は、警戒事態の発生を認知した場合、府内関係市町、福井県等と連携し、直ちに <u>対策拠点施設</u> の立ち上げ準備への協力を行うものとする。	第3章 活動体制の確立 1 府の活動体制 (2) 警戒事態発生時の警戒体制 キ <u>オフサイトセンター</u> の設営準備への協力 府〔危機管理部〕は、警戒事態の発生を認知した場合、府内関係市町、福井県等と連携し、直ちに <u>オフサイトセンター</u> の立ち上げ準備への協力を行うものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】
42	ク 現地事故対策連絡会議への職員の派遣 国が現地事故対策連絡会議を <u>対策拠点施設</u> にて開催し、これに府の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を <u>対策拠点施設</u> に派遣するものとする。	ク 現地事故対策連絡会議への職員の派遣 国が現地事故対策連絡会議を <u>オフサイトセンター</u> にて開催し、これに府の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を <u>オフサイトセンター</u> に派遣するものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由
42	<p>ケ 国等との情報の共有等</p> <p>府〔危機管理部〕は、<u>対策拠点施設</u>に派遣した職員に対し、府が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。</p>	<p>ケ 国等との情報の共有等</p> <p>府〔危機管理部〕は、<u>オフサイトセンター</u>に派遣した職員に対し、府が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>【危機管理部】</p>
42	<p>1 府の活動体制</p> <p>(3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の体制</p> <p>ア 原子力災害対策本部の設置等</p> <p>府〔危機管理部〕は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に知事を本部長とする原子力災害対策本部を設置し、その旨を府内市町村及び関西広域連合に連絡するとともに、国、府内市町村及び関西電力株式会社等関係機関と緊密な連携を図るものとする。さらに、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地原子力災害対策本部等を<u>対策拠点施設</u>に設置するものとする。</p>	<p>1 府の活動体制</p> <p>(3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の体制</p> <p>ア 原子力災害対策本部の設置等</p> <p>府〔危機管理部〕は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に知事を本部長とする原子力災害対策本部を設置し、その旨を府内市町村及び関西広域連合に連絡するとともに、国、府内市町村及び関西電力株式会社等関係機関と緊密な連携を図るものとする。さらに、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地原子力災害対策本部等を<u>オフサイトセンター</u>に設置するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>【危機管理部】</p>
43	<p>第3章 活動体制の確立</p> <p>1 府の活動体制</p> <p>(3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の体制</p> <p>キ <u>対策拠点施設</u>の設営準備への協力</p> <p>府〔危機管理部〕は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、府内関係市町、福井県等と連携し、直ちに<u>対策拠点施設</u>の立ち上げ準備への協力を行うものとする。</p>	<p>第3章 活動体制の確立</p> <p>1 府の活動体制</p> <p>(3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の体制</p> <p>キ <u>オフサイトセンター</u>の設営準備への協力</p> <p>府〔危機管理部〕は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、府内関係市町、福井県等と連携し、直ちに<u>オフサイトセンター</u>の立ち上げ準備への協力を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>【危機管理部】</p>
43	<p>ク 現地事故対策連絡会議への職員の派遣</p> <p>府〔危機管理部〕は、国が現地事故対策連絡会議を<u>対策拠点施設</u>にて開催し、これに府の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を<u>対策拠点施設</u>に派遣するものとする。</p>	<p>ク 現地事故対策連絡会議への職員の派遣</p> <p>府〔危機管理部〕は、国が現地事故対策連絡会議を<u>オフサイトセンター</u>にて開催し、これに府の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を<u>オフサイトセンター</u>に派遣するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
43	<p>ケ 国等との情報の共有等 府〔危機管理部〕は、対策拠点施設に派遣された職員に対し、府が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を図るものとする。</p>	<p>ケ 国等との情報の共有等 府〔危機管理部〕は、<u>オフサイトセンター</u>に派遣された職員に対し、府が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を図るものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>
43	<p>2 原子力災害合同対策協議会への出席等 原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設<u> </u>において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、府は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定める。 また、府は、あらかじめ定められた職員を<u>対策拠点施設</u>に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。</p>	<p>2 原子力災害合同対策協議会への出席等 原子力緊急事態宣言が発出され、<u>オフサイトセンタ</u><u>二</u>において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、府は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定める。 また、府は、あらかじめ定められた職員を<u>オフサイ</u><u>トセンター</u>に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>
45	<p>7 防災業務関係者の安全確保 (4) 安全対策 イ 府〔知事直轄組織、危機管理部〕は、府及び府内関係市町の被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、<u>対策拠点施設</u>等において、国、府内関係市町及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	<p>7 防災業務関係者の安全確保 (4) 安全対策 イ 府〔知事直轄組織、危機管理部〕は、府及び府内関係市町の被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、<u>オフサイトセンター</u>等において、国、府内関係市町及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>
52	<p>第4章 避難、一時移転等の防護措置 1 避難、一時移転等の防護措置の実施 (1) 府〔危機管理部〕は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難等の予防的防護措置の準備を行うものとする。</p>	<p>第4章 避難、一時移転等の防護措置 1 避難、一時移転等の防護措置の実施 (1) 府〔危機管理部〕は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど、<u>P A Zにおいて施設敷地緊急事態要避難者に係る避難等の予防的防護措置の準備（原子力施設において異常事態が発生した警戒事態に限る。）</u>を行うものとする。</p>	<p>原子力災害対策指針の改正に伴う修正 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
52	<p>(2) 府〔危機管理部〕は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、全面緊急事態に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど、住民避難等の予防的防護措置の準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難等の予防的防護措置を行うものとし、PAZを含む舞鶴市にその旨を伝達するものとする。</p>	<p>(2) 府〔危機管理部〕は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、全面緊急事態に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど、住民避難等の予防的防護措置の準備を行うとともに、<u>PAZにおいて施設敷地緊急事態要避難者に係る避難等の予防的防護措置を行うものとし、PAZを含む舞鶴市にその旨を伝達するものとする。</u></p>	<p>原子力災害対策指針の改正に伴う修正 【危機管理部】</p>
52	<p>(3) 府〔危機管理部〕は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、PAZ内の避難を行うものとし、PAZを含む舞鶴市に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には舞鶴市と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。</p> <p>また、府〔危機管理部〕は、PAZ内の避難の実施に併せ、国の要請又は独自の判断により、UPZを含む府内関係市町に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備として、次の事項について状況の把握や共有を行うよう指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ UPZ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針 ・ 避難ルート、避難先の概要 ・ 移動手段の確保見込み ・ その他必要な事項 <p>さらに、UPZ外の市町村に対し、PAZ内から避難してきた住民等の受入れやUPZを含む府内関係市町が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要なに応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p>	<p>(3) 府〔危機管理部〕は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、PAZ内の避難を行うものとし、PAZを含む舞鶴市に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には舞鶴市と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。</p> <p>また、府〔危機管理部〕は、PAZ内の避難の実施に併せ、国の<u>指示</u>又は独自の判断により、UPZを含む府内関係市町に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備として、次の事項について状況の把握や共有を行うよう指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ UPZ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針 ・ 避難ルート、避難先の概要 ・ 移動手段の確保見込み ・ その他必要な事項 <p>さらに、UPZ外の市町村に対し、PAZ内から避難してきた住民等の受入れやUPZを含む府内関係市町が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要なに応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p> <p><u>なお、屋内退避の継続判断及び解除については、国の指示を受け、行うものとする。</u></p>	<p>原子力災害対策指針の改正に伴う修正 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
53	<p>第4章 避難、一時移転等の防護措置</p> <p>1 避難、一時移転等の防護措置の実施</p> <p>(6) 府〔危機管理部〕は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、府はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p>	<p>第4章 避難、一時移転等の防護措置</p> <p>1 避難、一時移転等の防護措置の実施</p> <p>(6) 府〔危機管理部〕は、屋内退避の実施及び住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、府はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p>	原子力災害対策指針の改正に伴う修正 【危機管理部】
62	<p>第9章 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>2 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>(1) 府〔危機管理部、総合政策環境部、南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局〕は、国、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。</p>	<p>第9章 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>2 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>(1) 府〔危機管理部、文化生活部、南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局〕は、国、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。</p>	担当部局更新に伴う修正 【危機管理部】
	第4編 原子力災害中長期対策計画	第4編 原子力災害中長期対策計画	
66	<p>第3章 現地事後対策連絡会議への職員の派遣</p> <p>府〔危機管理部〕は、原子力災害現地対策本部が廃止された場合において、国が現地事後対策連絡会議を対策拠点施設において開催したときは、あらかじめ定められた職員を派遣し、講ずべき事後対策の確認等を行うものとする。</p>	<p>第3章 現地事後対策連絡会議への職員の派遣</p> <p>府〔危機管理部〕は、原子力災害現地対策本部が廃止された場合において、国が現地事後対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催したときは、あらかじめ定められた職員を派遣し、講ずべき事後対策の確認等を行うものとする。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】
67	<p>第7章 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>府〔総合政策環境部〕は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括のもと、関係省庁及び関西電力株式会社等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</p>	<p>第7章 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>府〔総合政策環境部〕は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括のもと、関係省庁及び関西電力株式会社等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後平時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】

様式

区分	一般 ・ 震災 ・ 原子力 ・ 事故 ・ 資料
----	---

頁	現行	修正	修正理由
	石油類流出事故対策計画編	石油類流出事故対策計画編	
11	第3編 応急対策計画 第2章 応急対策に係る活動体制 第1節 府の活動体制 第1 活動体制 2 事故対策本部 (1) 事故対策本部の設置 府民環境部長	第3編 応急対策計画 第2章 応急対策に係る活動体制 第1節 府の活動体制 第1 活動体制 2 事故対策本部 (1) 事故対策本部の設置 総合政策 環境部長	文言の修正 【総合政策環境部】
17	第3章 通信情報連絡活動計画（情報の収集・伝達） 第3 責務 3 事故原因者等 (1) 船舶の船長、屋外タンク等施設の管理者等は、当該船舶又は施設から海洋・河川への大量の油の流出があったとき、又は流出のおそれがある場合には、電話、 電信 その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの海上保安機関及び市町村等関係防災機関に通報する。	第3章 通信情報連絡活動計画（情報の収集・伝達） 第3 責務 3 事故原因者等 (1) 船舶の船長、屋外タンク等施設の管理者等は、当該船舶又は施設から海洋・河川への大量の油の流出があったとき、又は流出のおそれがある場合には、電話、 電気通信 その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの海上保安機関及び市町村等関係防災機関に通報する。 ※文言修正について、以下同様に修正	文言の修正 【NTT西日本】
24	第4編 被害復旧計画 （参考資料） 流出油防除資機材備蓄一覧表（その1） 宮津市 宮津与謝消防組合 宮津与謝消防署 宮津市 宮津与謝消防組合 宮津分署 与謝野町 宮津与謝消防組合 加悦谷分署 伊根町 宮津与謝消防組合 橋北分署	第4編 被害復旧計画 （参考資料） 流出油防除資機材備蓄一覧表（その1） 宮津市 (削除) 宮津与謝消防署 宮津市 宮津与謝消防署 宮津分署 与謝野町 宮津与謝消防署 加悦谷分署 伊根町 宮津与謝消防署 橋北分署	文言の修正 【宮津与謝消防組合消防本部】

頁	現行	修正	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																												
25	<p>第4編 被害復旧計画 (参考資料) 流出油防除資機材備蓄一覧表 (その1) 所在地 福知山市 備蓄事業所(機関)名 福知山市役所 オイルフェンス 20m 吸着剤 吸着マット 100枚 吸着マット(ロール式) 100m パーライト 100kg</p> <p>処理剤 乳化分散剤 2L</p> <p>所在地 福知山市 備蓄事業所(機関)名 福知山市大江支所 処理剤 油処理剤 12L</p>	<p>第4編 被害復旧計画 (参考資料) 流出油防除資機材備蓄一覧表 (その1) 所在地 福知山市 備蓄事業所(機関)名 福知山市役所 オイルフェンス <u>120m</u> 吸着剤 吸着マット <u>330枚</u> <u>(削除)</u> <u>ACライト 30kg</u> <u>オイルブロッカー 12個</u> 処理剤 <u>(削除)</u> <u>油処理剤 30L</u> <u>(削除)</u></p>	<p>時点更新に伴う修正 【福知山市】</p>																																																																																																																																																																																																																																																												
25	<p>(参考資料) 流出油防除資機材備蓄一覧表 (その1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>備蓄事業所(機関)名</th> <th>オイルフェンス(m)</th> <th>吸着材</th> <th>処理剤</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京丹波町</td> <td>京丹波町役場</td> <td>—</td> <td>オイルキヤッチャー 300枚</td> <td>油処理剤 12L</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署 丹波出張所</td> <td>—</td> <td>吸着マット 21枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京丹波町瑞穂支所</td> <td>—</td> <td>ACライト 10kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京丹波町瑞穂支所</td> <td>—</td> <td>吸着マット 200枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>村上商事(和知営業所)</td> <td>—</td> <td>吸着マット 6枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南丹市</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署</td> <td>—</td> <td>吸着マット 43枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署 美山出張所</td> <td>—</td> <td>ACライト 20kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署 八木出張所</td> <td>—</td> <td>パーライト 0kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>南丹市日吉支所</td> <td>—</td> <td>ACライト 15kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>南丹市日吉支所</td> <td>—</td> <td>吸着マット 100枚</td> <td>油処理剤 12L</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所</td> <td>—</td> <td>吸着マット 11枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所</td> <td>—</td> <td>ACライト 20kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所</td> <td>—</td> <td>木ライト 0kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所</td> <td>—</td> <td>吸着マット 42枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>亀岡市</td> <td>京都中部広域消防組合亀岡消防署</td> <td>24</td> <td>パーライト 20kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合亀岡消防署</td> <td>—</td> <td>ACライト 69kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合亀岡消防署 東分署</td> <td>—</td> <td>吸着マット 51枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合亀岡消防署 東分署</td> <td>—</td> <td>ACライト 43kg</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所在地	備蓄事業所(機関)名	オイルフェンス(m)	吸着材	処理剤	備考	京丹波町	京丹波町役場	—	オイルキヤッチャー 300枚	油処理剤 12L		"	京都中部広域消防組合園部消防署 丹波出張所	—	吸着マット 21枚			"	京丹波町瑞穂支所	—	ACライト 10kg			"	京丹波町瑞穂支所	—	吸着マット 200枚			"	村上商事(和知営業所)	—	吸着マット 6枚			南丹市	京都中部広域消防組合園部消防署	—	吸着マット 43枚			"	京都中部広域消防組合園部消防署 美山出張所	—	ACライト 20kg			"	京都中部広域消防組合園部消防署 八木出張所	—	パーライト 0kg			"	南丹市日吉支所	—	ACライト 15kg			"	南丹市日吉支所	—	吸着マット 100枚	油処理剤 12L		"	京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所	—	吸着マット 11枚			"	京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所	—	ACライト 20kg			"	京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所	—	木ライト 0kg			"	京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所	—	吸着マット 42枚			亀岡市	京都中部広域消防組合亀岡消防署	24	パーライト 20kg			"	京都中部広域消防組合亀岡消防署	—	ACライト 69kg			"	京都中部広域消防組合亀岡消防署 東分署	—	吸着マット 51枚			"	京都中部広域消防組合亀岡消防署 東分署	—	ACライト 43kg			<p>(参考資料) 流出油防除資機材備蓄一覧表 (その1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>備蓄事業所(機関)名</th> <th>オイルフェンス(m)</th> <th>吸着材</th> <th>処理剤</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京丹波町</td> <td>京丹波町役場</td> <td>—</td> <td>オイルキヤッチャー 300枚</td> <td>油処理剤 12L</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署 丹波出張所</td> <td>—</td> <td>吸着マット 10枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署 丹波出張所</td> <td>—</td> <td>ACライト 5kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京丹波町瑞穂支所</td> <td>—</td> <td>吸着マット 200枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>村上商事(和知営業所)</td> <td>—</td> <td>吸着マット 6枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南丹市</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署</td> <td>—</td> <td>吸着マット 96枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署 美山出張所</td> <td>—</td> <td>ACライト 110kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署 美山出張所</td> <td>—</td> <td>吸着マット 10枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署 八木出張所</td> <td>—</td> <td>ACライト 20kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署 八木出張所</td> <td>—</td> <td>吸着マット 10枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署 八木出張所</td> <td>—</td> <td>パーライト 10kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署 八木出張所</td> <td>—</td> <td>ACライト 30kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>南丹市日吉支所</td> <td>—</td> <td>吸着マット 100枚</td> <td>油処理剤 12L</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所</td> <td>—</td> <td>吸着マット 11枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所</td> <td>—</td> <td>ACライト 40kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所</td> <td>—</td> <td>木ライト 0kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所</td> <td>—</td> <td>吸着マット 37枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>亀岡市</td> <td>京都中部広域消防組合亀岡消防署</td> <td>—</td> <td>パーライト 20kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合亀岡消防署</td> <td>—</td> <td>ACライト 36kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合亀岡消防署</td> <td>—</td> <td>オイルブロッカー 50m</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合亀岡消防署 東分署</td> <td>—</td> <td>吸着マット 48枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>京都中部広域消防組合亀岡消防署 東分署</td> <td>—</td> <td>ACライト 50kg</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所在地	備蓄事業所(機関)名	オイルフェンス(m)	吸着材	処理剤	備考	京丹波町	京丹波町役場	—	オイルキヤッチャー 300枚	油処理剤 12L		"	京都中部広域消防組合園部消防署 丹波出張所	—	吸着マット 10枚			"	京都中部広域消防組合園部消防署 丹波出張所	—	ACライト 5kg			"	京丹波町瑞穂支所	—	吸着マット 200枚			"	村上商事(和知営業所)	—	吸着マット 6枚			南丹市	京都中部広域消防組合園部消防署	—	吸着マット 96枚			"	京都中部広域消防組合園部消防署 美山出張所	—	ACライト 110kg			"	京都中部広域消防組合園部消防署 美山出張所	—	吸着マット 10枚			"	京都中部広域消防組合園部消防署 八木出張所	—	ACライト 20kg			"	京都中部広域消防組合園部消防署 八木出張所	—	吸着マット 10枚			"	京都中部広域消防組合園部消防署 八木出張所	—	パーライト 10kg			"	京都中部広域消防組合園部消防署 八木出張所	—	ACライト 30kg			"	南丹市日吉支所	—	吸着マット 100枚	油処理剤 12L		"	京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所	—	吸着マット 11枚			"	京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所	—	ACライト 40kg			"	京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所	—	木ライト 0kg			"	京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所	—	吸着マット 37枚			亀岡市	京都中部広域消防組合亀岡消防署	—	パーライト 20kg			"	京都中部広域消防組合亀岡消防署	—	ACライト 36kg			"	京都中部広域消防組合亀岡消防署	—	オイルブロッカー 50m			"	京都中部広域消防組合亀岡消防署 東分署	—	吸着マット 48枚			"	京都中部広域消防組合亀岡消防署 東分署	—	ACライト 50kg			<p>時点更新に伴う修正 【京都中部広域消防組合 消防本部】</p>
所在地	備蓄事業所(機関)名	オイルフェンス(m)	吸着材	処理剤	備考																																																																																																																																																																																																																																																										
京丹波町	京丹波町役場	—	オイルキヤッチャー 300枚	油処理剤 12L																																																																																																																																																																																																																																																											
"	京都中部広域消防組合園部消防署 丹波出張所	—	吸着マット 21枚																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京丹波町瑞穂支所	—	ACライト 10kg																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京丹波町瑞穂支所	—	吸着マット 200枚																																																																																																																																																																																																																																																												
"	村上商事(和知営業所)	—	吸着マット 6枚																																																																																																																																																																																																																																																												
南丹市	京都中部広域消防組合園部消防署	—	吸着マット 43枚																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合園部消防署 美山出張所	—	ACライト 20kg																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合園部消防署 八木出張所	—	パーライト 0kg																																																																																																																																																																																																																																																												
"	南丹市日吉支所	—	ACライト 15kg																																																																																																																																																																																																																																																												
"	南丹市日吉支所	—	吸着マット 100枚	油処理剤 12L																																																																																																																																																																																																																																																											
"	京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所	—	吸着マット 11枚																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所	—	ACライト 20kg																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所	—	木ライト 0kg																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所	—	吸着マット 42枚																																																																																																																																																																																																																																																												
亀岡市	京都中部広域消防組合亀岡消防署	24	パーライト 20kg																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合亀岡消防署	—	ACライト 69kg																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合亀岡消防署 東分署	—	吸着マット 51枚																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合亀岡消防署 東分署	—	ACライト 43kg																																																																																																																																																																																																																																																												
所在地	備蓄事業所(機関)名	オイルフェンス(m)	吸着材	処理剤	備考																																																																																																																																																																																																																																																										
京丹波町	京丹波町役場	—	オイルキヤッチャー 300枚	油処理剤 12L																																																																																																																																																																																																																																																											
"	京都中部広域消防組合園部消防署 丹波出張所	—	吸着マット 10枚																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合園部消防署 丹波出張所	—	ACライト 5kg																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京丹波町瑞穂支所	—	吸着マット 200枚																																																																																																																																																																																																																																																												
"	村上商事(和知営業所)	—	吸着マット 6枚																																																																																																																																																																																																																																																												
南丹市	京都中部広域消防組合園部消防署	—	吸着マット 96枚																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合園部消防署 美山出張所	—	ACライト 110kg																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合園部消防署 美山出張所	—	吸着マット 10枚																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合園部消防署 八木出張所	—	ACライト 20kg																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合園部消防署 八木出張所	—	吸着マット 10枚																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合園部消防署 八木出張所	—	パーライト 10kg																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合園部消防署 八木出張所	—	ACライト 30kg																																																																																																																																																																																																																																																												
"	南丹市日吉支所	—	吸着マット 100枚	油処理剤 12L																																																																																																																																																																																																																																																											
"	京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所	—	吸着マット 11枚																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所	—	ACライト 40kg																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所	—	木ライト 0kg																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合園部消防署 日吉出張所	—	吸着マット 37枚																																																																																																																																																																																																																																																												
亀岡市	京都中部広域消防組合亀岡消防署	—	パーライト 20kg																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合亀岡消防署	—	ACライト 36kg																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合亀岡消防署	—	オイルブロッカー 50m																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合亀岡消防署 東分署	—	吸着マット 48枚																																																																																																																																																																																																																																																												
"	京都中部広域消防組合亀岡消防署 東分署	—	ACライト 50kg																																																																																																																																																																																																																																																												

頁	現行	修正	修正理由
112	<p>林野火災対策計画編</p> <p>第2編 予防計画 第1章 情報連絡体制の整備 第4 気象情報等の伝達</p> <p>京都地方気象台は、一般編第2編第1章「気象等観測・予報計画」に基づき、気象情報及び火災気象通報等を適時かつ的確に発表する。</p> <p>市町村長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表することができる。市町村長は火災警報を発表したときは、林野火災予防上必要な措置を取らなければならない。</p>	<p>林野火災対策計画編</p> <p>第2編 予防計画 第1章 情報連絡体制の整備 第4 気象情報等の伝達</p> <p>京都地方気象台は、一般編第2編第1章「気象等観測・予報計画」に基づき、気象情報及び火災気象通報等を適時かつ的確に発表する。</p> <p>市町村長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表することができる。<u>でき、林野火災予防を目的とした火災警報については、林野火災警報の通称を用いることができる。</u></p> <p><u>また、市町村長は、その前段階において、林野火災注意報を発表するなど林野火災の予防に係る注意喚起を行うものとする。</u></p> <p>市町村長は、火災警報を発表したときは、林野火災予防上必要な措置を取らなければならない。</p>	<p>火災予防条例（例）に、林野火災注意報が新たに位置づけられるとともに、火災警報のうち林野火災予防を目的としたものについて、林野火災警報との通称を用いることとされたことに伴う修正 【危機管理部】</p>
113	<p>第3章 消防機関等の措置 第2 空中消火</p> <p>ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターの整備、広域航空応援体制の整備、活動拠点の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進する。</p> <p>第3 資機材整備</p> <p>空中消火用資機材、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機器・資機材の整備を促進する。建物関係の防御対策と異なり、森林管理者等を含めた部隊の編制、出勤、防御及び必要資機材等の運搬補給についての対策を図る。</p>	<p>第3章 消防機関等の措置 第2 空中消火</p> <p>ヘリコプターによる<u>情報収集及び空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター及び資機材の整備、航空運用体制の強化、広域航空応援体制の整備、活動拠点の整備、給水拠点、燃料供給方法などの調整等</u>を積極的に実施できる体制づくりを推進する。</p> <p>第3 資機材整備</p> <p>空中消火用資機材、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機器・資機材、<u>熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材</u>の整備を促進する。建物関係の防御対策と異なり、森林管理者等を含めた部隊の編制、出勤、防御及び必要資機材等の運搬補給についての対策を図る。</p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）及び京都市、府内市町村と連携し、航空運用体制の強化を推進していることに伴う修正 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
116	<p>第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 1 林野火災警戒本部及び林野火災対策本部の設置 林野火災が発生した場合は、直ちに防災監が必要な情報を収集する体制を構築し、その後、状況に応じて関係部局等に対して、被害状況の収集・集約・救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、危機管理監（危機管理部長）、総合政策環境部長、健康福祉部長、農林水産部長、建設交通部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事は林野火災対策本部を設置する。（本部長：知事）</p>	<p>第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 1 林野火災警戒本部及び林野火災対策本部の設置 火災警報、林野火災警報発表時に発生した火災などにより一定規模の被害が見込まれる場合は、直ちに防災監が必要な情報を収集する体制を構築し、その後、状況に応じて関係部局等に対して、被害状況の収集・集約・救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、危機管理監（危機管理部長）、総合政策環境部長、健康福祉部長、農林水産部長、建設交通部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事は林野火災対策本部を設置する。（本部長：知事）</p>	<p>防災基本計画修正（令和7年7月）及び火災警報、林野火災警報発表時に発生した火災などにより一定規模の被害が見込まれる場合に、林野火災警戒本部基本配備をとるよう規定することに伴う修正 【危機管理部】</p>
	広域停電事故対策計画編	広域停電事故対策計画編	
125	<p>第2編 予防計画 第3章 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社の措置 1 再発防止対策の実施 過去の事故原因究明のための総合的な調査検討を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。</p>	<p>第2編 予防計画 第3章 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社の措置 1 再発防止対策の実施 (削除) 事故原因究明のための総合的な調査検討を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。</p>	<p>文言の修正 【関西電力送配電】</p>